

午後 1 時 5 分 開会

議長（重里 勉君） ただいまから平成 7 年第 2 回泉南市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

本臨時会には、市長以下関係職員の出席を求めています。

次に、開会に当たり市長からあいさつ及び本臨時会に上程の議案に関し発言を求めていますので、これを許可いたします。向井市長。

市長（向井通彦君） 議長のお許しをいただきましたので、平成 7 年第 2 回市議会臨時会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。また、平素から本市の発展と市民生活の向上のため御尽力をいただいておりますことに対しまして、深く敬意を表しますとともに、今後とも格段の御支援と御協力のほどをよろしく願い申し上げます。

さて、今臨時議会には工事請負契約の締結についてなど議案 7 件を御提案さしていただいておりますが、これらの議案につきましては、さきの第 3 回定例会に引き続きお願いするものでございます。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今議会に提出しております工事請負契約につきまして、前議会で議案提出した際に参考資料として添付いたしました契約書の中で、消費税額の算出に係る注書きの表示に誤りがございました。議会に提出する重要な案件にもかかわりませず誤りがりましたことを心よりおわびを申し上げます。今後、このようなことがないように努めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 2 番 中野吉次君、3 番 南 良徳君の両君を指名いたします。

次に、日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１０月２０日１日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日１０月２０日１日間と決定いたしました。

次に、日程第３、議案第１号 工事請負契約の締結について（（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事（建築）から日程第５、議案第３号 工事請負契約の締結について（（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事（機械設備）の以上３件について一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案３件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第１号、第２号及び第３号の仮称泉南市総合福祉センター建設工事に係る工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

説明に入ります前に、先ほど市長からも申し上げましたとおり、前議会におきましてこの契約の議案提出の際、参考資料といたしまして添付いたしました契約書の中で、消費税額の注書きの表示について誤りがございました。今回の議案でいきますと具体的に７ページでございますが、工事請負契約書の中の４番、請負代金の下に「うち取引に係る消費税額」の表示がございまして、その下に注書きがございしますが、「取引に係る消費税額」は、消費税法第２８条第１項及び第２９条の規定により算出したもので、請負代金額に $3/100$ を乗じて得た額である。」ということで表示をしておりましたが、この「 $3/100$ 」というのは「 $3/103$ 」の誤りでございました。これは以下、電気設備工事、機械設備工事につきましても同様でございます。今回、訂正の上、提出をさせていただいております。

議会に審議いただく非常に重要な案件にもかかわりませず、このような誤りを犯したことを重ねて深くおわび申し上げたいと考えております。今後このようなことがなきように努めてまいり所存でございますので、どう

か御了解のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、議案第1号、工事請負契約の締結について、仮称泉南市総合福祉センター建設工事（建築）について御説明申し上げます。議案書は1ページからでございます。

最初に提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、（仮称）総合福祉センター建設工事の建築工事でございます。まして、工事請負者は大阪府中央区平野町四丁目2番16号、不動・森本建設工事共同企業体でございます。代表者は不動建設株式会社大阪本店でございます。

請負金額は23億1,750万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

次に、議案第2号、工事請負契約の締結について、仮称泉南市総合福祉センター建設工事（電気設備）について御説明申し上げます。議案書は13ページからでございます。

提案理由につきましては、議案第1号と同様でございます。

契約の目的は、（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事の電気設備工事でございます。まして、工事請負者は大阪府中央区高麗橋四丁目3番7号、東光電気工事株式会社関西支社でございます。

請負金額は8億3,430万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

次に、議案第3号、工事請負契約の締結について、仮称泉南市総合福祉センター建設工事（機械設備）について御説明申し上げます。議案書は25ページからでございます。

提案理由につきましては、議案第1号と同様でございます。

契約の目的は、（仮称）泉南市総合福祉センター建設工事の機械設備工事でございまして、工事請負者は大阪府中央区本町一丁目8番12号、日立プラント建設株式会社関西支店でございます。

請負金額は9億4,760万円でございます。

仮契約日は平成7年9月5日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注につきましては、参考資料として添付いたしております。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———成田君。

21番（成田政彦君） 質疑を行いたいと思います。

私はさきの第3回の定例会で市長に質問しまして、途中流会になったんですけど、その経過から見て再度質問したいと思います。

1つは、公職選挙法の問題なんですけど、市長は私の質問に対して、公職選挙法199条の問題で、市長は任期満期の選挙のことであって私には当たらないと、そういう言い方を答弁なさったんですけど、そのことは確かですね。そういう答弁を市長はなさったんですけど。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 199条の趣旨は、御存じのとおりだというふうに思いますが、それはいわゆる選挙に関することということでございますから該当しないと、こういうことでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） いや、そういうことでなくて、公職選挙法はこの間平島市長が亡くなって、途中任期半ばで選挙が行われたため、公職選挙法199条の点について、今度の市長の選挙がいわゆる公職選挙法に当てはまるのかと、選挙の間がね。そのことを市長に聞いたとき、これはちゃんと4年の任期は当たるけど、しかし私のは当たらないと、そういう答弁をしたから、あなたの選挙中のことは公職選挙法には当たっておると考えるのかどうか、その点はどうなんですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ですから、いわゆる選挙中の場合は、この199条第

1 項というものが適用されるわけでございますから、それはそのとおりでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） ということは、今回の 5 月に行われた向井市長の選挙、いわゆる公職選挙法による選挙期間は、公職選挙法にちゃんと当たるといことですね。

その点についてちょっとお伺いしたいんですけど、選管局長に聞くんですけど、向井市長の公職選挙法による選挙期間は、一体何日から何日が当てはまるんですか。

議長（重里 勉君） 橘選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（橘 正三君） 失礼いたします。

御質問の内容につきましては、寄附の禁止の期間が何日に当たるかということであると思います。前の市長選挙につきましては、市長が亡くなられましたので、任期満了という形ではなしにそれ以外という形で実施いたしておりますが、投票日につきましては 5 月 22 日でございます。ただ、この投票日あるいは基準日を決定いたしましたのが、4 月 4 日選挙管理委員会を開きまして決定いたしておりますので、その翌日の 4 月の 5 日から 5 月の 22 日に当たる日までが公職選挙法に言う期間に当たります。

ただ、これはちょっと御質問の中で市長が——前回の定例会の時点で私ちょっと勘違いいたしまして答弁があやふやになったと思うんでございますけれども、199 条の 5 につきましては、市長の後援団体が当該選挙区内にあるものに対して寄附ができないという期間でございますので、その点よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） それでは、市長にお伺いしますけども、今度の泉南市総合福祉センター請負工事の中で、20 社が指名業者になつとるんですけど、この中で市長の清樟会に入ってる後援会は、この 20 社の中でどの会社が当たるんですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 6 社が該当しております。ただ、前回 6 社というふうに申し上げたんですが、そのうち 1 社については、既にその時点で退会ですね。それからもう 1 社についても、ことし当初から、いわゆる資金管理

団体になった時点から、名簿には載っておりましたけども、会費等の納入はございませんで、実質退会ということでございますので、現時点でいいますと、残存しているというのは4社、こういうことでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうしますと、この21社の具体的な名前をちょっと教えてほしいんですわ。

議長（重里 勉君） 成田君にちょっと申し上げますけど、午前中の会議で——その点を踏まえての質問をお願いします。向井市長。

市長（向井通彦君） 個々の名前については、差し控えさしていただきたいと存じます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうしたら確認しますが、泉南市総合福祉センター建設工事（建築）入札指名企業体一覧表の中で、太平、大末、三菱、鴻池、森本、多田、これは清樟会の会員ですね。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今、何社おっしゃいましたですか。

〔成田政彦君「6社」と呼ぶ〕

市長（向井通彦君） （続）現時点では4社ということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君に申します。一問一答方式じゃなしに、もう少し——2問に限られておりますので、打ち切るときがありますので、心得て質問してください。成田君。

21番（成田政彦君） それでは確認できたんで、そうするとこの中で入札した業者の森本組、これは市長の後援会員であることが明らかになったんですけど、このことについて、公職選挙方による4月5日から5月22日の間に選挙など寄附で、市長はもらったことがありますか、この森本組から選挙に関する寄附で。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 前回もお答えしたと思います。同じ質問かと思いますが、ございません。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうしますと、前回も確認したんですけど、清樟会が1月につくられて、その中に森本組があって、市長の政治資金管理団体

の会員としては、森本組からお金は受け取った。1月から受け取ったということは確かですね。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その会社については、この9月末で退会をしております。

それから、会費として1月から6月分まで、いわゆる前期といいますか、それは受領をいたしております。その後はいただいております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 私は、そのことについては非常に市長自身の立場から、それがどういう意味を持つのかということについては、市長もよく考えとると思うんですけど、3月議会の我が党の林議員の質問に対して、市長は入札の問題に対して林議員が質問したのに対して、市長の答えは、公正公平というのは原則でございまして、ということで十分留意して今後の市政執行に当たっていきたい。特に今回総合福祉センター、大変な事業であるから、これからやっていくわけでありますので、私どもも業者の選定につきましても、いろんな方法から、角度から検討していきたいと。そういう不信あるいは御心配をおかけすることのないよう十分留意をしてやりますので、どうか御安心いただきたいというふうに存じますという、こういう答弁を、総合福祉センターの入札に対しては、そういう不信あるいは御心配をかけない、十分注意してやるという、こういう答弁を市長は3月議会でしとるんですわ。

この問題は、さきの東洋ハウジングが市長の後援会に寄附した問題、それから総合福祉センターの類設計の問題で、10社の中に1つしか後援会がないのにその業者に入札させた問題など、落札した問題など、そういう問題を通じて入札問題について、政治不信とかいわゆる市民に対して心配をかける、こういうことはあってはならないという、そういう経過を踏まえて3月議会でこれは質問したいと思うんです。

しかしながら、今回の総合福祉センターの入札では、40の指名業者の中に、今途中でやめたというのもおるんですけど、6社の後援会員が入り、しかもその1つである森本組に落札しとると。仮にこれが公職選挙法に触れなくても、このこと自体が過去2回の議会でも指摘された問題の経過からして、政治的に見ても道義的に見ても、これはやはり向井市長の公正、

清潔である市政に対して、こういう特定の業者に——20社ですよ。40社のうち6つですわ、後援会員は。そのうちの1つの森本に落ちると。確率でいったら、類設計のときは10分の1の確率しかなかったんですけど、今度は40の6だから、確率からいっても森本に落ちるといのはかなり難しい問題があるんですけど、なぜかこういう業者に落ちると。

それから、森本組がわざわざ市長の清樟会の会員になるというのは、どういう意味を持つとるか。これはかつて田中角栄問題とか金丸事件であったように——市長、どう思いますか。なぜ森本組が清樟会に入って、こんな草深い大阪の端の市に、二百数十億の予算しかない都市に、わざわざ市長の後援会に入って、このことを市民が考えただけでも、今度森本組に落ちるとるんですから、市民がどう判断するか、それは別として、そういう点でもこのことは市長、公正、公平、清潔な市政を運営するために、政治不信を招くと思いませんか。その点はどうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。今回の入札等については、入札方法等も含めて公正公明にやるということで、事務担の方もいろんな角度から検討して、最終的に指名ということになったわけでございまして、決してそのこと自体が不透明性があるとか、そういうことでは決してございませんで、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、後援会になぜ入ったかというのは、当然私という一人の政治家の主義・信条に共鳴して、その政治活動を支援するために設けられた後援会でございますから、その政治活動を支援するという立場で入られたというふうに考えております。

いずれにいたしましても、いろいろ御心配いただいたわけでございますけれども、前回の山内議員の御質問にお答えいたしましたように、後援会の問題については、今後ともさらに改革改善を図っていきたくと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 市長は、市長の思想・信条に共鳴して、太平とか大末とか三菱とか鴻池とか、こういう業者が後援会に入っているという答弁をしたんですけど、泉南市民の業者の方ならそれはわかるんですけど、遠

くこういう人たちが——市長が本気でそのことを考えているなら、市民がどうその言葉を受けとめるかは、市長自身、もっと真剣に答弁してほしいですな。

市長に今回の入札問題もそうなんですけど、今後こういう問題に対しては、やはり市長が言うように、清潔・公正に十分留意して、こういう入札問題についてはきちっとやるべきだと思うんですが、その点どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在でもそういうスタンスでやっておりますけれども、さらに御指摘いただきましたけれども、今後はいろいろな入札方法の検討も含めて、最善の方法をとって今後の事務運営に当たりたいと、このように考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 今度の総合福祉センターの建設工事に関しては、3月議会では我が党の林議員に対しては、従来型の指名競争入札あるいは最近行われつつあるような制限つき一般競争入札ということが答弁されとるんですけど、一般競争入札については、なぜ今回これが見送られたかということについて、もう一度ちょっとお伺いしたいんです。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま御質問の一般競争入札の導入の件でございますけども、この総合福祉センターの工事に向けまして鋭意導入すべきと検討しておったわけなんですけども、その結果、一応一般的な試行要綱というものにつきましたは、6月にできたわけでございますけども、その時点でその後の詳細な点を定めて、さらに公告を行い、一般競争入札を実施する期限を考えましたところ、この総合福祉センターの完成予定から考えますと、時期的に間に合わないという判断のもとに、今回は指名競争入札という形をとらせていただいたということでございます。

その中で、競争性、公平性という観点を一層確保するために、通常10社程度のところを20社という形で数もふやしてやっておるということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） さっきの理由によりますと、細かな期限とか完成時

期まで云々ということなんですけど、3月議会からおよそ9月の入札時期まで半年あります。試行要綱をつくったというんですけど、具体的にこれが例えば時間的に何が――資格審査が難しかったとかいろんな問題、具体的に何の部分で、例えば建築で幾らとか、ありますわな、いろいろ。そういう具体的なもんで詰めができなかったとか、そういうことでこの一般制限競争入札ができなかったのか、具体的に何も明らかでないでしょう、これ。時間がなかった。半年もあったんですよ、時間がなかったといたって。で、9月入札でしょう。

例えば、私が調査した他市の例もありますよ。その点どうですか。もっと具体的に、なぜできなかったと。市は今一般競争入札を具体的にどう考えてますか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 一般競争入札を導入できなかったのをもう少し具体的にということですが、3月議会以降、検討委員会におきまして、一般競争入札を試行するべく、一般的な要綱につきまして他市の状況とかその辺を調べまして、泉南市としてどのような形態でやったらよいものかという検討を進めまして、6月にそういう要綱を制定したところでございます。

あと、この要綱に基づきまして具体的に行います場合には、その工事の内容を見まして、一般競争入札といいましても、すべてどんな業者も入れるということではなくて、その工事、工事に合わせた一定の条件を設定しなければならないということで、その辺の条件を具体的に検討に入っておったわけですが、実際一般競争入札の場合には、公告を、その入札参加の資格があるかどうかという資格審査という手続がございまして、それを含めてやりますと、やはり通常の指名競争入札よりも相当時間がかかる、2カ月以上かかっていくというようなことでございます。その詳細な条件の検討をあわせて、公告がいつごろできるのか、そして入札がいつごろできるのかというものを考えましたときに、スケジュール的にどうしても間に合わないという判断に立ちまして、今回指名競争入札に切りかえさせていただいたということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 今の答弁でも、公告してから資格審査に2カ月以上

かかるという、こういう答弁がされとるんですけど、私は直近の貝塚市と岸和田市の調査をいたしましたところ、大体公告してから資格審査がどの程度で行われるかということ进行调查したんですけど、条件つき一般競争入札事務手続という貝塚のを見ますと、公告してから資格審査が終わるまでに約16日間。今2カ月もかかるという答弁だったんですけど、何を基準にして2カ月かかるのか。

それから、従来もう指名業者の中身については、指名願を出しとるときに、中身を市が既にたくさん蓄えているのは、これは常識であります。もう泉南市において、契約検査課において、何回も何回も、下水もやっとするし——お伺いしますけど、下水はもう既に何回やりましたか、指名願出して。そのときに出た業者、一体それほど不十分ですか、泉南市の契約検査課というのは。今まで蓄えたものがないんですか。そんなことはないでしょう。例えば、人口8万人の貝塚市では、もう日にちまで設定して出しとるんですわ。2カ月というのは、どういう範囲で出てきたんですか、資格審査に。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） ただいまの成田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど福田助役の方から、公告につきまして2カ月云々ということで御答弁があったかと思うんですけども、事務量からいきますと、制限つき一般競争入札の公告、それと審査結果の審議、それと通知、それから参加資格のなかった、通知のなかった理由説明の要求期間とかその回答期限とか、そして現場説明会を開いた後の説明会、質問会とか、そういうもろもろの日数を網羅した中で、3カ月ほどかかるということは事実でございます。先ほど成田先生が言われました16日間というのは、公告の期間だけでございましたら、そのぐらいの日にちで十分だと思いますけれども。

それともう1点、ちなみに申し上げますと、建設省の方で一般競争入札の試行という段階で、業務に入った段階で、通常の契約手続の6倍の日数を費やしたという事例も出ております。それはあくまでも試行の段階でということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 条件つき一般競争入札の事務手続の貝塚市の例をいいますと、公示を始めたのが1日とすると、入札業者決定は翌月の7日ということですから、大体40日で条件つき一般競争入札は終わると。これがマニュアルになってますわ。さっき言われた現場説明というのは、公告してから3週間で終了すると。ちゃんとこういうふういきちっと書かれていますわ。審査期間はどんだけあるかという、受け付け締め切りから1週間、資格審査結果の公表通知。たった1週間ですわ、受け付けを締め切ってから。

それで、入札参加の申し込み資格審査も、4条に書いてあるんですけど、1、2、3、4、これは別に難しいことでも何でもない。全く難しいことでも何でもない。全く難しいことないですわ。

それから、市は今、一般競争入札の問題では、いわゆる建築では幾ら、土木では幾らと考えるんですか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今後、導入する一般競争入札の基準だと思いますが、この件につきましては、土木におきましては5億円以上、それから建築につきましては10億円以上というのを1つの基準にしたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） さきの質問でもう一度お伺いしたいんですけど、例えば審査に2カ月もかかるということをお役が答弁したんですけど、そのことについてはっきりした答弁をもう一度、なぜそんなにかかるのか、もう一度これから市の試行——たしか市の試行では、条件つき一般競争入札の事務手続はどうなるとるんですか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 一般競争入札の手続でございますけども、2カ月程度というのは、入札の公告以降、申請用紙の交付、それから業者からの書類提出、それから資格審査の確認、審査結果の通知、不参加業者に対する理由説明の要求期限の設定、その回答、それから現場説明、その現場説明における質問書の提出期限、質問に対する回答、そして入札という全体のスケジュールで2カ月と。先ほど課長の方から申しました3カ月といますのは、その前に入札の公告をするに当たりまして、非常に細かな要件を設

定する作業、つまり資格を設定する作業を含めましてそれが1カ月ぐらいかかるということで、合わせて3カ月はかかるというのが一般的なフローというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） そうでしょう。2カ月でいけるということは、岸和田でも貝塚でも大体40日ということですから、いけるといってしょう。言うてあげましょか、岸和田は何日でこれをやっとなるかというのを。例えば、申し込み受け付けが7月25日だったら、入札するのは8月15日ですわ。1カ月もかかれへん、こんなことは。実際やっとなるのは。やっとなるんですわ、きちっと。なぜ泉南市だけこんな2カ月もかかるんですか。泉南市の職員の能力と岸和田、貝塚の職員の能力には雲泥の差があると、事務能力がないと、こういうことですか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま事例がございましたのは、他市のそういう例があるということございすけども、泉南市の場合、まだ競争入札は初めてということで、工事の規模も非常に大きいものでございすし、ある程度国なりの示した一定の標準的なパターンで考えるということが通常であらうと思います。実施していく中で、確かに実績的に順次期間が縮まるということはあるかと思ひますけれども、試行する際には、やはり標準的な期間を見た上で、やっぱり安全を見た上でその時点で判断することが必要だというふうに判断をして、そういう形になったということございす。

議長（重里 勉君） 成田君に申します。一問一答じゃなしに、まとめて質問してください。成田君。

21番（成田政彦君） そうしますと、9月に福祉センターは落札しとるんですから、仮に2カ月としても7月からちゃんとやればこんなことはできるということで、3月に市長が約束したんですから、4、5、十分に期間としてはいけると違ひますか。貝塚なんかいつ始めたか言ひましょか。議会で問題になって、どのぐらいの期間でやったか。策定して、どのぐらいで貝塚とか岸和田は、1年かかってこれをつくったのか。岸和田が半年かかってつくったか言ひましょか。泉南市の言うことなんか全然当てはまりませんで、半年でできないということは。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほども申しあげましたように、やはり初めてのケースということでその辺一般的な基準に従ってやらざるを得ないということ、それから具体的な資格の設定は、具体的な工事の概要が決まってから個別に検討していくということもございまして、3月から直ちにスタートできるというものでもございませんし、その中のスケジュールでどうしても期間的に間に合わなかったということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） その答弁では、なかなか説得力は私はないと思うんです。

それと、さっき市の答えでは、今度の一般競争入札は、建築で10億円、土木では5億円、こういう回答が出とるんですけど、例えば岸和田と貝塚では、その金額がどの程度か知ってますか。実際、貝塚では建築で幾らか。例えば、岸和田では土木で3億円、建築で5億円、それから貝塚では建築で3億、これはいろいろランクがあるんですけどね。土木では1億5,000万以上と、こういうふうになっとるんですわ。

泉南市の場合、他市と比べてこんな一般競争入札だったら、やる気があるんですか、これ、一体泉南市は今後。例えば、ことしの入札の中でこの5億、10億の条件に合ったのありましたか。具体的にちょっと教えてください。こんな一般競争入札の金額あり得ますか、実際。貝塚あたりやったら土木で1億5,000万、建築で——わかるんですけどね。できないことやと思う。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

建築の方ではないかと思えますけれども、土木で下水の方で工事がございました。

以上でございます。

〔成田政彦君「具体的に言いなさい」と呼ぶ〕

総務部契約検査課長（伊藤 操君） （続）男里地区内の下水工事でございます。JVでございますけれども。1件だけです。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 半年以上たっても、年に1件あるかないかでしょう。

ほとんど皆無ですわ、そんなん。この一般競争入札の建築10億、土木5億ということが、いかに——競争入札というても、実際こんなもん実際はあり得ない話ですわ、具体的にいうたらこんなのは。どうですか。そしてらこの根拠答えてください。なぜこれが泉南市は5億と10億の線を引いたか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） なぜ5億と10億の線を引いたかということですが、ごさいますけども、他市の状況につきましては、先ほどおっしゃられたような額もあろうかと思えます。ただ、岸和田なんかの場合には、必ずしもそれ以上がすべて一般競争入札ということには限ってないようでごさいます。

今回、5億、10億と決めましたのは、こういう近隣、例えば泉大津であれば土木は5億以上、建築8億以上というような例がごさいます。あるいは、国の方の閣議了解で公共事業の入札、契約手続の改善による行動計画の中では、7億3,000万というような額も示されております。

そういったことを総合的に含めまして、かつ一挙に額を小さい形でやりますと、地元の中小的企業等全般その中へ入ってしまって、競争というのは、地元企業育成という意味では非常に難しいという点もごさいます。ですから、とりあえず5億、10億という基準を定めまして、その範囲で実施していく。その中の実施過程におきまして、さらに額を下げるとかいうような検討もさらにしていけるものというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 成田君に申します。1人で1時間になろうとしております。（成田政彦君「わかりました」と呼ぶ）ほかの方もごさいますので、あなただけの議会ではごさいませんので、適当に切り上げてください。成田君。

21番（成田政彦君） 5億、10億で、例えば地元の業者がそういう入札に参加できるかどうかですわ。大手独占が結果的には仕事を取るとか、地元の資本力と技術力、そういう力をつけ加えて、そういうことを何もできない。その点はどうですか。5億、10億だったら入れないでしょう、地元企業というのは。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） その程度の額であれば、十分市内業者の方が施工できる分はあるというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） いやいや、そうすると実際10億のやつで地元業者が入るとるの。5億の土木で地元が入るとるの。私どもは公共事業にあっては、すべて公正・公平に置かなきゃならないと。これは原則ですよ。特定の企業が取れるような、そういうことがあるから政治が腐敗するんや。わかりますか、日本の政治が腐敗した原因は。5億と10億の点はどうですか。貝塚みたいにもうちょっと変えたらどうですか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 現時点では、この額が適正であるというふうに考えておりますので、その実施の中におきまして今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） だから、適正であるということは、何をもって適正であると言うんですか。最後に聞きます。何をもって適正であると言うんや。何をもって適正と言うんや、それ。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどもお答えいたしましたように、泉大津の例あるいは国の基準等々を勘案いたしまして、泉南では初めてということも加味いたしまして、この額を決定いたしております。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それと、電気の問題なんですけど、かねてから電気の問題については、分離発注ということが非常に言われておるんです。既に近隣の市では、分離発注では電気なんかととるんですけど、なぜ今回この電気が大手にこういうふうに決まったのか。地元の方になぜ分離発注できなかったか、その理由をちょっとお伺いしたいんです。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今回の電気設備工事につきましては、額的にも設備的にも規模が非常に大きいということから、そういう形にはいたさなかったということでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 電気については、従来から地元育成ということでそういう分離発注ということが強く望まれてましたが、その点市長はどう考

えてますか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の点については、過去2回、当議会でも分離発注の請願採択がされているということは承知をいたしておりますし、また市内の電気業の方々から、可能な限り分離発注してほしいという要望もお受けをいたしております。今回は規模的にかなり大規模でございましたので、市内の業者さんというところまで至らなかったわけでございますが、今後市の方で発注いたします分離可能な事業等については、設計の段階から分離可能のようなまとめ方をするようにというふうにいたしております、近い将来発注されるもの等については、そういう形での発注を予定をいたしているところでございます。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） それでは、市長にもう一度最後にお答えいただきたいんですが、一般競争入札について、先ほどの建築と土木の金額の面で、今後一般競争入札について、改善点、それから来年、平成8年から、そのことについては必ず実行すると。そういう意味において、市長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど助役が答弁いたしましたように、実施時期につきましては、先ほど言いました一定額以上については平成8年度から制限つき一般競争入札等で試行していきたいというふうに考えております。

額については、これを著しく小さくするということにつきましては、片や地元業者育成という観点からいたしますと、これは非常にオープンな形での入札制度でございますので、市内であるとか市外であるとか、そういうものは一切関係ないわけでございますから、ある一定の地元業者育成という立場も残しながらこれを試行していかなければいけないという前提に立ちまして、土木5億、建築10億という額を設定したところでございますので、しばらくこれで試行をいたしたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。堀口君。

11番（堀口武視君） ただいまの成田議員の質問にもございましたが、これに関連してちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけども、特に一般競争入札かあるいは指名競争入札かという論議でございます。

例えば、泉南市が発注する工事については、少なくとも泉南市が主体性を持った、あるいは泉南市の意思が通ずる業者選択でなければいかんと思うんですけれども、その辺を今、建築が10億ですか、土木が5億、これは全部一般競争入札にするということなんでしょ、お聞かせを願いたいと思いますけど。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 土木5億、それから建築10億につきましては、原則的に制限付きの一般競争入札という方法をとらしていただきたいということでございます。ただ、工事によりましては、いろいろ特殊なものもございますので、その場合の例外が必要なかどうかということも含めまして、今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 今回の指名にしても、かなり多数の業者を指名されております。通常よりもはるかに多い業者を指名しておりますけれども、その中で我々が伝え聞く中では、業者間のルールの中で落札業者が決まっていくなると、こういううわさ話がずっと流れてくるわけでございます。これを一般競争入札にすると、余計にそういうような形で泉南市の、例えばこういう言い方は語弊があるかもわかりませんが、意にあらぬ業者がそういう形で落札をしていくと、こういうことは十分あり得ることだと思うんですね。

それと、先ほどから論議の中で、この金額の問題についても、5億とか10億とかという話がありますけれども、これを下げることによって、逆に市内業者が仕事を取れないと、こういう結果がそういう建設業者のルールの中で見えてくるんじゃないかなと思うんです。その辺は、市長はどのようにお考えなんですかね。何もかもその10億、5億は一般競争入札をやってしまうと、こういうつもりなんでしょ、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 堀口議員言われましたように、私、先ほど成田議員の御質問にお答えしましたように、この額が非常に低くなりますと、市内業者と、それから自由ですからいろんなところが入ってくるということが考えられますので、したがいまして、私といたしましてもこの額というもの

は、近隣に比べて、泉大津に似通っておるんですけれども、高めの設定という形で一応考えさせていただいております。

それから、個々の物件につきましては、すべてこれがこういう形でやるのかということにつきましては、工事内容とか、あるいは技術的な問題も含めて、やはり個々に検討すべきだというふうに思いますが、1つの考え方として、この程度以上を制限つき一般競争入札という考え方で今後対応していきたいというふうに考えております。

ただ、その制限つきのその制限をどういう範囲にとるかという問題は、当然あるというふうに思いますので、それは市内業者さんの立場も十分考えた中で、いろんな枠組みということを一方では考えていく必要があるかというふうに思いますので、金額だけですべて縛ってしまうということではございませんで、額としておおむねこれぐらい以上をそういう形で試行していきたいということでございますので、ここにはいろんな面から慎重に考えていく必要があるというふうには考えております。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 市長ね、やはりあなたは泉南の市長ですから、少なくとも泉南の業者、地場産業、あるいはそういう方の育成ということは、十分配慮していただかないかと思うんです。

そういう意味でも、先ほど成田議員から電気工事の指名のあり方がありましたけれども、私はここに貝塚あるいは泉佐野の病院問題、保健センターの——これは一般競争入札ではございますけれども、その指名経過を見ている中で、やはり地元業者をすべて参入させているわけですね、制限つきとはいえ。

今回の指名の中で経審点が問題になっておりますけれども、市内業者の中で建築あるいは電気、機械ですか、この辺について最高の経審点を持っているのは何点ぐらいあるんですか。と申しますのは、例えば貝塚の病院のかなりの大きな工事、49億、50億近い工事ですけれども、これは経審点350点以上と、こういうことで条件つきの一般競争入札がやられるわけですね。泉南市の建設業者の中での最高経審点は、何点ぐらいになっているんでしょうか。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

今、ちょっと手元に資料がございませんので、記憶だけでお話しさせていただきますけれども、大体経審点300点ぐらいです。

以上です。

議長（重里 勉君） 300点やそこらと違うやろ。

〔小山広明君「資料を出してちゃんとせえや」と呼ぶ〕

総務部契約検査課長（伊藤 操君） （続）ちょっと資料を取り寄せさせていただきます。

議長（重里 勉君） 資料が出てくるまで、ほかに質問。———巴里君。

14番（巴里英一君） 私、論議を聞いてると、帯に短したすきに長しという言葉がありますように、片一方いいからすべてがいいんだというような論点というのは、僕はあり得ないと思います。どちらが一番ベターかということが、行政を行うに当たって、事業をするに当たって考えるのが行政の公平性やというふうに思いますし、見る場所によって、見るところによって、いややとかええとかいう見方があると思うんです。

分離発注という問題がありますが、皆さんたくさんおります。しかし、今度分離発注をやった場合、もちろん審査協会とかいろいろありますよ、検査協会とか。そこへ任すんだということで貝塚なんかやってるのかな。貝塚は自己で持ってますか。それ以外のところは、例えば電気なんか分離発注やった場合は、任していくわけでしょう。行政の中にそれを検査するだけの技能、能力を持った職員を抱えてない場合は、やっぱり問題も出てくるんじゃないか。片一方では、こういうこともそろえていかなきゃならない。そういう面もなしにそのままやってしまうということも、やっぱり問題が出る可能性がある。

堀口議員の言うているように、例えば点数制で、あるいは一般競争入札といってやってしまった場合は、200社おったら200社分全部資料をそろえてやりまんのかと。公示してそのうち100社が来なんだと。むだなものが100社分できたとか、資料が1冊何万円、何十万円かかるものとか、むだな行政もあり得るわけでしょう。

それを総合的に判断して——先ほど助役が答えてましたように、土木が5億以上とか、これは情勢が変われば、年度が変わっていけば、全体的にアップしますからね、工事費が。今が3億だと言ったら、次の来年、再来年ぐらいは5億ぐらいかけなきゃ、工法も変わりますからできないという

問題も出てきますから、僕はこの答え方がいいのかなと、ちょっと心配しているんでね、この点もう一度整備し直して、改めて何かの工事の関係の議会のときに、あるいは何かの形できちっとやり直してもろたらどうなんですかね、答弁も含めて統一的に。

5億だ、10億だということが決定みたいにしてもうて、片一方でまた緩めてるというたら、結局緩めてるんだったら初めからないのと一緒なんですよ。原則がこうだというたって、原則を外したら違うんだということと同じですからね、それならそれできちんとするならするでやっとかない限りあかんし、必ずしも指名競争入札と一般競争入札の違いが、こちらが悪い、こっちがいいという判断はでき得ない社会の中で、指名競争入札ということが全国的に固まってきたのがこの筋なんです。それで、市内業者も入れんかいという話になってきたから、そういう形で競争入札へと。

先ほど堀口議員が言うといったように、どこかで決まってしまうというようなことですから、結局大手、大きな力の強いところほど全部取ってしまうから、結局地元業者の育成にならないみたいなところが出たときに、それなら我々はどないするねという問題も片一方で出るかもわからない。それは総合的に考えて、市の方針をもう一度出してもらえる方向をひとつお願いしたいんですが、その点はどうなんですかね。決定は、今はせんほうがいいと思うんですが、僕は。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほども御答弁申し上げておりますように、近隣の状況等も踏まえて、一応目安として平成8年度から土木については5億円以上、あるいは建築については10億円以上ということの中で、制限つき一般競争入札について試行をしていこうというふうに考えております。

ただ、先ほど来からいろいろな角度から御質問いただいておりますように、その工事の内容とかあるいは難易度とか技術的な問題とか、いろんなファクターがあるというふうに思いますので、それらを十分勘案した中でどういう入札方法が一番いいかという選択をしていかなければいけないというふうに考えておりますのと、この制限という中で、経審点だけでいいのか、あるいはもっと他のファクターも加えるのかとか、いろいろございますので、大枠としてこういう形を1つ考えているわけですが、詳細につきましては、これの細則といいますか細部については、今年度中

に煮詰めて、そして平成8年度からの試行対応に向けて考えていきたいというふうに思っております。

議長（重里 勉君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 今、市長がお答えいただいたように、これは固定としてやるんじゃないということだと思っので、これはやっぱり試行する中の1つの論点のポイントになるということだ理解してよろしいんですかね、この場合は。今、全体的なお答えの中では。改めてこれをもとに1つのものをこしらえていって、来年度の予算から上がるためには、各関係する委員会も含めて、議会に対してそういうことを示していくということの理解でよろしいですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま言いました5億、10億というのは1つのめどとして考えておまして、実際にこれを試行する場合には、当然金額だけではなく、いろんな角度からの工事内容も含めて検討して、その中で制限つき一般競争入札に付するのが適当であると認められるものについてはやっていると、こういうことでございます。

当然、その場合、本日の議論も含めて所管の委員会等もございすから、これは初めて来年この物件については試行するという場合には、事前にその趣旨も含めて御説明をしたいと、このように思っております。今年度中は、これらの細則というか細かい内容について詰めていきたいと、このように考えております。

〔巴里英一君「結構です」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 先ほどの堀口議員の質問に対する答弁を願います。伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 貴重な時間を拝借いたしまして申しわけございません。

泉南市内の業者で、電気につきましては267点でございます。それと建築につきましては616点、土木につきましては953点でございます。これは旧の経審点でございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 私が予想していたより、市内の業者の経審点もかな

り高いわけでございますね。そういうことでは、僕は今回の形は、指名委員会の当初の中で地元業者とのJ Vということは議論にならなかったのかどうか。当初の指名委員長である吉川助役がおりませんけれども、その辺のことがわかっておられたらお答えを願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） この市内業者に関係につきまして、確かに委員会の中では市内業者をという話もございました。ただ、その20社という形になってきますと、市内業者の中に上下かなり差があり過ぎると。そういう中で、同じジョイントを組むということに大変困難があるということがございまして、今回は市外業者で本体工事についてはジョイントして、また設備なり電気につきましては市外業者の単体と、そういうことでさしていただいたわけございまして、今後の問題といたしましては、堀口議員言われますようにできるだけ市内業者とのジョイントも含めて検討する必要があるんじゃないかと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 市長ね、これは僕はいつも思うんですが、市長にしろ、あるいは我々議員にしろ職員にしろ、やっぱり市民があつての我々なんですよ。そういう意味では、僕は泉南市議会にしても、関空の1期工事のときから国なり府なりに、ずっと市内業者の参入、参画を訴えてきたわけですね。現実、業者に聞いてみますと、大阪府あたりはかなりそういう意味では、泉南の市内の小さな業者でもランクをワンランク上げて、地元の工事については配慮をいただいていると、こういうことを聞いてますね。それがおひざもとの泉南市でそういう形で配慮されないということになると、それは業者として大変府に対しても、あるいは国に対しても、そういう面では負い目があるんじゃないか、肩身の狭い思いをしているんじゃないか、このように思いますね。

だから、そのことは僕は今後とも十分市内業者の育成ということには、こういう指名については十二分の配慮をしながらやっていただきたいなど、こういうことを要望しておきます。

議長（重里 勉君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 先ほども議論が出ておったんですが、3月議会に担当

課長が試験的に大規模な事業については競争入札でやることを考えていますと、こういう答弁をしていらっしゃるわけですね。こういう大きな事業というのは、当分ないだろうと私は思いますね、建築工事に関して。そうすると、試験的にこういうシンボリックな、ある意味で大変市民の関心の高いものを、今いろいろ問題になっておる入札制度を泉南市は何らか考えてやる必要もあったんではないかなと。一定、こういう担当課長が明確に答えておるわけですから、恐らく事務レベルではその線で進める自信があって、私は答弁されたと理解しとるんですが、なぜ従来どおりの方法になったのか。時間がないだけでは、私は答弁にならないと思うんですね。何も完成もそんな大きな縛りがある雰囲気でもないわけですし、そのために半年おくらすよと言っても、市民の理解が得られないとは私は絶対に思えない。そういう点でのきちっとした御答弁をいただきたい。

それからもう1つは、指名入札と競争入札の問題をどのように認識していらっしゃるのか、何が問題でそういう問題が1つ課題になっておるのかというところの基本的なところをお聞かせをいただきたい。

それから、また談合というような問題が、市民、国民の多くが談合は恐らくあるということをはとんどの人が私は思っておるのではないかなと思います。しかし、なかなか談合の事実が表に出にくいという、そういう正確のものでも1つあると思うんですね。そういう点では、やっぱり談合はあるという前提に立って、そういう談合が機能しないような組織をつくるために、私は1つの手法が競争入札じゃないかなと、そういうように思うのですが、そういう点での御認識をひとつ3点伺っておきたいと思います。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま御質問のまず第1点で、一般競争入札を導入するという約束があったのではないかということでございます。

従前の答弁の中では、確かに一般競争入札を試行的にやりたいというという答弁は実際されております。ただし、その後でその辺の事務的な検討とか、そういったものをやって、できるだけ早期にというふうに答弁しているというふうに考えております。

そういうのを受けまして、当然今回も一般競争入札というのを前提にいたしますか、できるだけ導入しようということ鋭意努めたわけでございますけれども、先ほどから答弁いたしておりますように、一般競争入札とい

うのは、やはりかなり期間を要するというものでございまして、時期的なものからどうしても間に合わずに指名競争入札というものに切りかえさしていただいた。そのかわりと言ってはなんですけれども、業者数をかなりふやして、その辺の競争性なりあるいは公平性というものを確保さしていただいたというふうに考えております。

それから、2点目が指名競争入札と一般競争入札の対比といいますか、長所、短所の問題であろうというふうに思いますが、指名競争入札の場合は、相手方がある程度特定できますので、かなり確実な相手方を指名できる、あるいは事務手続でも非常に簡易であるということで、長所があると思います。ただ、短所といたしましては、何度か御指摘いただいておりますように、その指名の基準なりそういったところが外部から非常に疑惑を招くケースもあるというふうに一般的に言われておるところでございします。一般競争入札はこの逆で、オープンでございしますので、公平性、競争性の確保という点では適しておるわけございしますが、事務手続の煩雑性、非常に範囲が広うございしますので、入ってくる業者が果たして適正な業者が入っているかどうかというような点におきまして、少し短所があるというふうに考えております。

それから、談合の問題でございしますけれども、談合については、我々の今までの入札の中では行われておらない、適正に執行されておると考えておりますが、談合等の通報等がございました場合には、それに基づきます処理マニュアルをつくりましてそれぞれ調査等をいたしまして、その後の措置を適正に決めております。

以上でございします。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 正確を期すのにちょっとそこのさわりだけ読んどきますけどね、大規模な工事に限りまして試験的な試行ということで実施していきたいと考えておりますと、こう言っておるんですね、担当課長。その後には私は、試験的じゃなしにもっと一般的にちゃんとするべきじゃないかということに答えて、後でそれは時間がかかるから、その面についてはできるだけ早くやりたいと答弁しとるんですよ。だから、試験的にはやると言っとるんですよ。しかし、試験的じゃなしに、これは早く、随分前から議会で議論があることだから、試験的じゃなしにちゃんと全部そうしたら

どうですかという私の質問に助役が、全部やるというのはまだ時間的にもいろいろ事務量、それは当然ですわ。そういう答弁をしとるんですよ。

順序からいってもそうでしょう。担当者がやりますと言っとるのを、直接担当者が人ができるだけやりますと、そら言わないでしょう、同じ内容では。それは素直にちゃんと答弁してくださいよ。できなかつたら——僕はできないものを無理やりやれというんじゃないんだけどね、そういう議会でちゃんと答弁したことについては、それなりのできなかつたらできないなりの処理の仕方があるんじゃないかということを私は言いたいんですよ。時間がなかつたとあんた言っとるけど、私が初めに言ったように、半年おくれることがそれほど市民に対して理解できないことかということも提起しとるわけですから。これだけ大きな、おくれにおくれた事業ですよ、この事業はあらゆる意味で。そういう点では、そういう事務方の準備時間というのは十分あった事業ですわ。突然上がった事業じゃないですよ。そこをもっと正確にちゃんと答えてくださいよ。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 手元に議事録等ございませんので、正確には私も把握できませんけども、試行したいという気持ちは我々も当然あったわけでございます。その方向でああいう試行の要綱も策定したということでございます。それをもとに実施するに当たり、最終的に時期的な問題、これがネックとなりまして、指名競争にさしていただいたということでございます。やはり完成期限というのは、我々非常に重要に思っておりますので、それを1つのめどにいたしまして、その際に切りかえをさしていただいたと。ただ、そういう点で業者数もふやすなり、一定の工夫をさしていただいたということでございますので、よろしく御了解賜りたいと思います。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 答弁になってないんで、これはカウントしていただいたら困るんですけどね、答弁になってないですよ。だから、約束したことは認めるでしょう、こういう形の流れの中で。あなたが一番先に答弁したように、その後で何かそれを打ち消すような答弁をしましたと言ったから、私ちゃんこの流れを言って言ったんですよ。20社になったというのも、いろんな議論をする中で、やっとあなた方が説明した内容ですよ。そういうものを議会で質疑をやっとるわけですから、そのことを踏まえてちゃん

と事情を説明して、議会の納得を得て入札方法をとるべきじゃないかということと言っとるんですよ。まず、おわびするんだと——おわびをしてくださいよ、先に。じゃ、違うんだ、そんな約束をしてないんだというんだったら、突っ張ったらよろしいけども、議事録を持ってないというたら——そういうポイント的な議事録は持って答弁してくださいよ、そんなもの、たくさんあるわけじゃないんだから。私の視点が違うのかどうか、そこから事実確認をきちっとして、それに対して対応をちゃんとしてくださいよ。ごまかしの答弁だけじゃ困りますよ。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま小山議員のおっしゃられたものは、ことしの3月議会ということでございますか。ちょっとその関係、議事録を確認させていただきたいと思いますので、しばらく答弁を留保したいと思います。

議長（重里 勉君） 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後3時07分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの小山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） 貴重な時間をおとりしまして申しわけございません。

先ほどの小山議員の御質問の点でございますが、議事録を確認いたしましたところ、そのときの答弁は、当市といたしまして人員とか電算とか、それからそれらの事務処理体制を検討しながら、より競争性を高めるために、大規模な工事に限りまして試験的な試行ということで実施していきたいと考えております、という答弁がございまして、これは従前から御答弁さしていただいておりますように、そういう方向を目指しましていろいろの事務処理体制を検討していくということで、そういう趣旨の答弁であったというふうに理解しておりますので、今回の総合福祉センター工事について試行を行うという約束というような答弁ではなかったというふうに理解しております。

その点について鋭意努力いたしました、結果的には先ほど答弁いたしましたような形になったということは、まことに残念ではございますけども、来年以降、一般競争入札を正式に導入するということをもって御理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 市側の思いも1つあるんでしょうけども、やっぱりこの文章を読んでも、大規模な工事に限りましては試験的な試行として実施していきたいと、こう言い切っとるわけですから、その後私はそういう大きな仕事だけではなく、2億何ぼというやうないわゆる一般のものについても、早く競争入札にするべきだということを質問して、その後、当時の吉川助役が少し努力しますというやうな答弁に終わっとるんですね。

だから、大規模な事業とすると、当然この福祉センターを予定しとるわけですから、じゃこの後に何か大規模な事業があるのかといえ、先ほどの質疑の中でも1件しかないというやうな答弁があったんですけどね、やはりこの事業を想定して我々は質問しとるわけですから、そういうものができなくなった説明としては、やっぱり時間がないというだけでは、私は納得できない、そのように思います。

こういうものは、工事をするのも大事でしょうけども、一番市民や国民の関心の高い入札問題について、あわせて新しい方式、泉南市がそういう市民のいろんな問題、課題にこたえた方式を採用するべきではなかったかなと、私はそのように思います。だけど、実際できないものを無理やりせえと言ってもできないんですから、それはいろいろやったけどこうだということをもっとわかりやすい形で、この入札制度をするまでに議会にきちっと説明をするべきではなかったかな、私はそのように思うのですが、その件について市長から答弁をいただいて、この件についての質疑は終わっておきます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私どもも議事録にございますように、いろんな角度からの検討をしたというのも事実でございますし、制限つき一般競争入札という方向につきましても、導入する方向で検討しておったということも事実でございます。

その中で、小山議員おっしゃいますように、最終的に指名競争入札の選択をしたという中で、あらかじめ議会の方にもそのあたりの説明をすべきではなかったかということだというふうに思います。あらかじめそういう機会を設けて、より理解を得た上で行うという方が結果としてよかったか

というふうには思っておりますけども、そこまで私どももちょっと行き届かなかった点があったかというふうに思いますので、今後来年導入に向けまして、先ほども御答弁申し上げましたように、そういう物件があった場合に、あらかじめその方向性については、所管の委員会等で我々の考えも申し上げて、理解をいただくような形にしていきたいと思いますというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） その点は、ほんとうによろしくお願いをしたいと思います。

それから、地元業者の参入の問題で、他市との関係で泉佐野とかいろいろ状況があるんですけども、かなり地元業者が参入できるような方法をとっていらっしゃるわけなんですけども、泉南の場合、なぜ昔経験があったにもかかわらず、こういうシンボリックな、市民の大変関心の高いものに地元の業者が参入する道を開けなかったのか。泉南市は過去にやっとなるわけでしょう、体育館においては。だから、その経験を生かしてその方向を追求するべきではなかったのか。

それから、今後についても、こういう地元業者の参入問題で地元同士のジョイントとか、それから泉佐野のこれを見ておりますと、ジョイントと単独と複合して入札に参加してますね。だから、経審点が点数になるのであれば、共同して合計点が何点か、単独で何点かということをおそらくやっておるのではないかなと思うんですが、ここで見えるのは、地元業者を地元の公共事業に参加させたいというところから考えられた方法ではないかなということを感じるんですが、泉南市のその面の努力がこの事業の入札に当たってほとんど見えないんですが、もう少しなぜできなかったのか、その辺のことを御説明をいただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 辻総務部長。

理事兼総務部長（辻 勇作君） ただいまの地元業者との関係でございますが、私どももこの一般競争を指名にという形にして、業者数をふやしてできるだけ多くの業者を入れて公明にやりたいというのが1つございまして、ただその中で、1つが20社ということにくくってしまった関係で、市内の業者の中では、その20社という形にすると、業者の一定のランクの中での数というのが当然その数に達しないということで、今小山議員が言わ

れたように、小さいところは数ふやしたらいいのかということもあるかもわかりませんが、その時点では、市内業者としての数というのが十分でなかったということで、今回このような措置をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 過去に体育館が市外業者と市内業者2社入って、3社で共同企業体でやったわけでしょう。それはやっぱり我が市の行政ですからね、別にそれができないことはないわけですから、もう少し市長、その辺はリーダーシップを持って、やっぱり泉南の業者も参加できるようなことをなぜ考えられないのか。他市でやっとなるわけですからね、これ。これは下水道でありますけれども、市内業者の共同企業体を組んでますよ。過去に泉南市はやった経験があると。なぜこれをやらないのか。どうも我々は納得できない。何か法律的にやれない問題があるわけじゃないでしょう。数が少ないといっても、それは数が一挙にふえるわけじゃないけども、それは何社でもいいじゃないですか、公平にやれば。

だから、それは地元とか市外とかというそういう限定ではなしに、やはり地元業者に入れるような1つの基準をつくって、私は市外、市外をとともに事業に参加できるようなことを開くべきだと思うんですね。他市との関係ではどうなんですかね。泉佐野市なんかそうしてますね、貝塚にしても。地元業者同士の共同企業体を持っていますよ。業者というのは、他市にも仕事に行っとなるわけですからね、そういう点では他市がやっとなるのに泉南市がやれないということは、いいことだったらいいますよ。これは僕はおくれとると思いますね、そういう点では。その辺はどういう方向を持っていらっしゃるのか。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま小山議員から御質問のありました点につきましては、地元業者の参画の機会をふやすというのは、当然我々も心配りをしておるところでございます。ただ、今回の総合福祉センターの工事につきましては、先ほど部長からも答弁いたしましたように、従来の基準に比べますと、かなり数をふやしたということもございまして、結果的に地元業者が参入できなかったという形になったわけでございます。当然、今後の入札等を考えますに当たっては、小山議員の御指摘の地元業者の参画、

他市の状況なども踏まえながら検討はしていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 答弁はおおむねそれでいいと思いますが、他市の状況も一応参考にして、あなたは結果的に参加できなかったというて、結果機会が与えられなかったわけですから、今回の場合は。結果というより初めから地元業者が参加できないような手法でやったわけですから、結果の問題じゃないですよ。だから、これは泉南市の行政ですから、その辺は地元業者が参加できる機会を与えて、それが結果的に地元業者が落札できなくなるのは仕方ないですからね、それは助役、今答弁したことを誠実に速やかに実行していただきたいと、そのように思います。

それから、これは競争入札にしても、指名入札が圧倒的に残るわけですね、泉南の場合。これは透明性を高めるという点では、なぜこの業者が指名されたのかどうかというのは、もう少し市民にも議会にも、また業者にもわかるような形での透明性の問題というのは、どのように思っておられるのか。透明性の問題ですね。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 指名にかかわる透明性の問題ということでございますけども、昨今の状況を考えますと、その辺の透明性の確保というのは、確かに必要ではないかというふうに考えております。ただ、現実には今回の指名におきましても、なかなか業者そのもののプライバシーにかかわる面等も考慮したり、あるいは裁量したりした中での指名というのでございますので、さらに一定の指名基準をある程度持っておりますものですから、その基準のもとに実施をしていきたいということで、すべてがすべて各工事で個別にこの業者をなぜ指名したかということをも明らかにすることは、少し難しいのではないかとこのように考えております。今後は、できるだけ透明性の確保ということをどういう形で実現できるかということも入札制度の改善の中では考えていかなければならない課題であるというふうには認識をいたしております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 議長、答弁になってないんだけどね。議長、時間何回もやって——答弁になってないでしょう。何にもわからないですよ。透明

性という問題についてどういう具体策を持ってるのか。業者のプライバシーということだけは具体的に出ましたよ。その陰で見えないわけですから、それが建設の業界の団体からも透明性を高めるべきだ、なぜ指名されなかったのかについてもちゃんと説明をするべきだとか、いろんな具申が出てるでしょう。

それはちゃんと、例えば泉南が50社あるとすれば、50社これだけの業者がこのランクの仕事ができますということを発表するのは簡単でしょう。そうしたら、やっぱりこれが公平に指名されるようにローテーションをどうするかということもちゃんと出すことは簡単でしょう。そういうことをできるかどうかですよ。それはプライバシーの問題とどう関係するんですか。

もちろんプライバシーも大切ですけども、しかし一方ではやっぱり税金を使っただけの工事ですから、参加も公平に機会を与えないかんわけでしょう。そこらをよくやって、プライバシーといえども何でもかんでも秘密裏にしてもいいように思われるのは困るわけで、その辺はもう少し具体的な検討をして、この面はこう改善したいというような具体的な答弁をしてくださいよ。でなかったら、答弁になりませんで、プライバシーだけ言って下がったんじゃない。より透明性を高めていきたいと言ったって、答えはしないということを答弁しとるわけですからね、プライバシーがありまして、より透明性を高めていきたいと。こんなのは答弁にならないでしょう。何をどう透明性を高めるのに、どういう具体策を持っていらっしゃるのか。そこをはっきりしてくださいよ。1つぐらい約束してください、こうしますと。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 透明性の確保でございますが、一番いいのは、一般競争入札であれば指名というものはなくなりますから、その点では透明性ということが確保されるということで、これは1つ、先ほどお約束しましたように来年から導入するということでございます。あとの残った指名の部分につきまして、今具体的にこれというものはお答えできませんけれども、御趣旨に従ってどういう改善ができるのか、あわせて今のいろんな検討委員会の中で議論をしてみたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 私が根負けして、これはもう下がらなしようがないな

というような気分になってしまうんですけど、あんた同じような答弁ばかりしとるからね。そしたら、少なくともどういう問題が——透明性に関してですよ、方法がいろいろ他市の状況もあるだろうし、こういう建築業界からの、むしろ透明性を高めてほしいという要望もあるわけですから、そういうものを一応検討して一定の答えを次の議会までに出しますというぐらいのことは、答弁できるのかどうか、きちっとした形で。あなた、一般競争入札にしたら透明性は高まると言ったけども、これで全部クリアできるわけじゃないですよ。そうでしょう。業界というのは、ある意味で団結しとるわけですから。みんな自分のおまんまを食わないかんわけですからね、そしたら何ぼ来てくれと言ったって、参加する人がする側で調整したら何もならないでしょう。そういう危険性もあるということが指摘されとるわけですから、必ずしも一般競争にしたら透明性が高まるということではないと。

ただ、あなた方というんか、指名する側がさじかげんで、ここは指名しようかとか、ここは指名せんとかかということは防げますよ。しかし、業界かて食うていかないかんわけですから、今まで江戸時代ぐらいからずっと談合制度というのはあるわけですからね、お互いに業者は自分を守るために。役所かてそんな100%業者のことを考えてくれるわけじゃないからね、そういう中でいろんな知恵を出して、談合は必要悪だという方もいらっしゃるわけですね。そういう中で一般競争入札をすれば、万々歳で透明性が高まって公平にいく、そんな能天気なことを言うとっても、私は不信はなくならないと思いますよ。

だから、よりもっといろんな形で考えていかないといけない。例えば、これは提案にして終わるときはですけどね、総括で全部請け負わせとるわけでしょう。これをもっと部分的に職種ごとに発注をするという方法がいいとも言われとるんですわ。というのは、1つの業種に限定して出すわけじゃないから、例えば第1期工事やったら第1期工事の数量と単価表まで役所に出さすと、役所に。そして、そのとおり発注しとるかどうかチェックしていく、そういうようなことも提案されとるわけですね。孫請、下請とか二次請、三次請というのが現状ではある中で、やっぱり役所の仕事をちゃんとしたお金で実際仕事をしとる人にちゃんといくように考えていかないといけないから、丸投げなんか禁止されとるわけですからね、そうい

うようなことも含めて考えて一番いい方法を、あなた方頭がいいわけですから我々に示して、こうやっとなるから公明正大にやれるんだという案を次の議会ぐらいまでには、新しい感覚のところで福田助役、次の議会までにちゃんと出してください、泉南方式をね。それだけを要望します。

議長（重里 勉君） ほかに。———島原君。

24番（島原正嗣君） それでは、3件一括しての御提案でございますから、まとめてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目は、今世紀最大の公共工事であろうと思います。これからも何十年先にこうした40億程度の公共工事が発注されるかというのは、ちょっと計画が立っていないと思うんですけれども、ゆえに私どももきちっとした判断をしておきたい、後世に誤りのないような判断をしたい、そういう視点から若干お聞かせを願いたいと思います。

まず1つは、契約書の中身でございますけれども、この中に不動建設の関係については収入印紙が張られていない。あとの2件の電気関係、設備関係は収入印紙を張っている。これはどういう意味を持つのか。張らないとこと張っているとことは、どういう法律上の関係で調整をされたのか。張ることによっての意義、張らないことによっての意義。この契約条項の中には3件とも、この契約は本市議会の議決を得た上でないといかない、こういう文言も入っているわけでありまして。したがって、その理由について明らかにしていただきたいと思います。

それと、市長、冒頭ごあいさつの中で若干おわび方々ということございましたけれども、この契約というのは、もともと民法第533条の規定に基づいて、契約の効力を発する意味の契約書だと。これは民間、官官を問わず契約を結ぶわけでありまして。人間のことですから、いろんな間違いや過ちはありますけれども、この契約書というのはいかに大切なものかということを自覚し、認識をするべきだというふうに私は思っております。3件とも棒線を入れた、双方が立ち会って訂正印を押しているわけでありましてけれども、もし仮に先般開かれた定例会の最後の日議案が通っておれば、これは大変大きな問題でもあらうと思います。

私どもそこまで議論をする機会がなかったわけでありましてけれども、問題は、この3件とも棒線を入れて、確かに双方の修正印を押しているわけでありましてけれども、この契約を結んだ月日が9月5日、これは前回の定

例会で出して契約も9月5日ではないかと思うんですけれども、これはいつどういう形で訂正印を確認したのか、日にちが全然知らされていない。9月5日に押したものやったら、訂正印は要らんとおもいますが、間違っていることについての確認をしたわけでありましたが、これはいつ、どこで、何日にこういう訂正印を確認したのか、議会にもその点ひとつ明らかにしていただきたいというように思います。

それと、条項とは別に、先般の議会から問題になっております、1つは市長後援会と指名業者の関係であります。これは公職選挙法の改正がございまして、特にお金に関する面は今年の1月1日からそれぞれ規制が厳しくなりました。そのことによって、大阪府知事の中川さん、さらに今問題になっております100条か99条かちょっと確認しておりませんが、東大阪市長の後援会にはまった政治資金の問題の取り扱い、いろいろあるわけでありますが、けさほどの御答弁で十分了解をできるわけでありますが、もう一度確認をさせていただきたいわけでありますが、この森本と不動が——不動が2月に市長後援会から出て行かれた。森本が9月に出たと、こういうこととございまして、そのほか何社かございしますが、これらについては、すべて市長選挙を含めての関係において特別な資金協力は後援会から求めてないのか求めておるのか、わかっておればお答えをいただきたい、このように思います。

それと、小山さんの質問の中で、談合はありませんということで福田助役さんから御答弁がございましたが、談合がなかったという確認は、例えば40社に対してどういう確認をなされたのか、もう少し詳しくお聞かせを願いたい。とりあえずそのことについて御答弁をいただきたい。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、3点目についてお答えを申し上げます。

求めておりません。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方からは、談合の有無の確認についてお答えさせていただきます。

この件につきましては、落札いたしました不動、森本につきましては、こちらの方へ呼びまして、私の方から直接そういう事実関係について調査をいたしまして、そういう事実関係はないというふうな回答をいただいた

ということでございます。

それから、その他の指名のジョイントベンチャーの企業体につきましては、契約検査課の方からそれぞれ個別にそういう点について調査をいたしまして、各企業体ともそういう事実がなかったという点について確認をしたところでございます。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、契約書の収入印紙の関係につきまして御説明させていただきます。

収入印紙、本体工事、建築工事につきましては、金額もかさむということもございまして、収入印紙につきましては、契約書の一番最後のページに張らさしていただきまして、個々の関係者の捺印をさしていただいております。そういうことでございます。

それともう1点、契約上での100を103に変えた、分母を変えたということの日にちの件でございますが、10月のかかりぐらいに業者の方に連絡をとりまして、3物件がございましたので、遅いところがその翌週になりましたけれども、あとの2社につきましては、その週の末にきちっと捺印して市の方へ提出さしていただいております。

以上でございます。

〔島原正嗣君「まだ答えてないのがあるのと違うか。この棒線を引っ張るとこの訂正はいつしましたか。9月5日ですか」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 伊藤君。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 先ほども言いましたように、10月のかかりに市の方で棒線を訂正させていただきまして、それで業者の方に連絡をとりまして、そして契約書を取りに来ていただきまして、それで2社につきましては、第1週目の末に市の方へお返しいただいたということで、あと1社につきましては、翌週のかかりにこちらの手元にいただいたということでございます。それで、訂正はあくまでも10月のかかり、1日に訂正させていただきました。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 訂正印の終わりのとこですね。確認の件なんですけ

ども、ちゃんと日にちも入れておかないと、こういう議案書の配付では、ちょっとそのときに間違っただけかなというふうな感じにもなってきますので、もう少し正確を期する意味で、やっぱりちゃんとしたことをしてくださいよ。

民法の——我々、法律的には素人でございますけれども、ちゃんと契約条項の、契約というものの重さ、重要さというものは、ちゃんとここに書いてるわけでしょう、631条に。仕事を頼まれ、仕事をしますという契約に基づいて契約を結ぶわけでありますから、そのことによって報酬を企業が受けていくと。これは極めて何十億という財産の仕事をしてもらう以上、きちっとしたことをしておかないと、後々問題が出てきたら困るから言ってるだけであって、もう少し役所というのは、例えば住民が住民票を取りにきて、地番一個違うても出してくれないんですよ。それだけ厳しいんですよ、チェック機関としては。

これはただ参考資料やから出してるんやから、間違いは間違いやから棒線引っ張って判こさえ押したらええというものと違うんですよ。もっと厳しく原課ではチェックをして、正確なものをきちっと出していくと。100分の3と103分の3とは大違いなんですから、金額的には確かに変わらないにしても、分子と分母の違いによって、今後とも総額が変わってくるわけですから、私はそういうことをもっと正確を期せと、こういうことを言ってるんですよ。何も私が無理を言ってるとの違いませ。

だから、議案書を送付したときに、この中に、この分母をもうちょっと丁寧に、今おっしゃったような何月何日に訂正印を確認しました、という報告書ぐらい入れときなはれな。そない何十億も金のかかることと違うんや。これはこれでひとつ要望しておきます。今後こうしたことのないようにひとつお願いをしておきたいと思います。

それと、市長に立ち入ったことをお伺いするようでありますけれども、SKの方からもまた質問がありますけれども——SKでちょっと皆さん、私もちょっとわからんのやけども、SK、SKと通称呼んでるわけですが、御質問がありますが、市長の方からSKの方に御回答のあったことは、この場の議論はどうですかね。

例えば、後援会からの6社か5社か、午後の成田さんの御質問にもありましたが、金額的に例えば1口1,000円だと。例えば不動建設が何口や

とか、それから鴻池が何ぼとか、それからほかの各社から何ぼもらっとったという御回答があったようですけれども、これはこれで僕らもそのとおりだと思いますけれども、途中でやめた不動とか森本については、S Kの方には話はなかったような感じがしますけれども、これはどんなんですか。会員として入ってる以上は、会費を受け取ってるという認識でよろしいのかどうか、お伺いをしたい。

何回も聞くと、また議長に注意されますので、もう一括して言っときますが、もう1つは指名業者の関係ですけれども、新しい市民が事業を起こすと。そういう場合は、土木、建築の場合は、僕は余りこういうことは詳しくないんですが、3年か4年か指名願を出しておかないと指名にはめてくれない。ほかにもいろいろな指名の関係があると思うんですけれども、これは先ほどの質問の関連からして、例えば3年なら3年、毎年続けて市民なりほかのどこから申し込みがあって、それをクリアしないと市としての指名業者の認定はなされないのかどうか、今後もその方式は変わらないのかどうか、現状はどういう方式でやっているのか、あわせて御説明をいただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の2社でございますが、いわゆるF社につきましては、ことし資金管理団体の指定を政治資金規制法の改正の中で行っております。そういう新しい組織になってからは、会員ではございません。したがって、当然会費等いただいているわけではございません。

それから、M社につきましては、9月末で退会をしております。会費については、前半6カ月分——前期、後期というふうな納め方をやっているというような関係から、1月から6月分は納入をされておりますが、退会が9月末ということではございますが、後期、7月以降は会費をいただいております。また、その7、8、9について請求するというようなことはございません。そういう状況でございます。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、業者の指名参入についての期限的なことにつきましてお答えさせていただきます。

先ほど島原先生おっしゃいましたように、4年目になって初めて指名の

方へ参入できるということは事実でございます。ただ、これが他市の状況等で泉南市の厳しい点があるのは聞いております。そういうことを踏まえまして、一度他市の状況なり勘案した中で、今後是正するところは是正していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 契約検査課長さんですね、1つ談合の問題で聴取をしたと、こういう御答弁をいただいたわけではありますが、森本と不動は実際に来てもらったと、こういうお話でしたね。ほかは電話連絡だということですが、来てもらって事情を聞いた方は、例えば泉佐野の営業所の所長とか、本店のどのくらいの方々とか、こんなことを聞いたって、ええ、私は悪いことしましたとか談合しましたという、そんなあほなことを言う業者は日本にはいないと思います。しかし、そこに市民としては1つの真実、議会としてもせっかくお呼びをしたんだから、責任ある方々のご回答なのかどうか。そら責任あると思うんですけども、ただ単なる係長とか、あるいは社長とか専務とか常務とかいう格付があるわけでありまして、きちっとそうしたことの確認をなされたのかどうかですね。

ただ、これは世間一般のうわさですよ。うわさですが、これは本市に限らずどこの業界もそうありますが、大手ゼネコン等においては、お偉いさんが1人いて、その偉いさんのところからいろいろ情報が流れて調整をしていくと。これを談合と呼ぶのかどうかは別にしても、そういううわさもたくさん流れておるわけでありまして、そういう視点からも、私はそういう事実関係を認識をすると、そういう意味でお尋ねをしているわけでありまして、そこらあたりの確認の方法を再度御答弁をいただきたい。

それから市長、もう一度お伺いしますが、市長はこれ以外一切受けてないとおっしゃるんですが、市長が市長になって、市長が当選されて、あるいは選挙中も含めてですけども、これ以外の後援会等についての資金の支援は一切なかったのかどうか。わからなきゃわからないで結構ですし、そういう確認はしておりませんならしておりませんで結構ですけども、例えばゼネコンの40社の中で今年の1月1日、政治資金規制改正法が成立してからやられてなかったらやられてなかったで結構ですけども、その前後を含めてあなたの判断としてどうなのか。立ち入ってえらい恐縮でございますけれども、御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 資金管理団体は、ことしからそういう法で1つの団体というふうに改正をされまして、そういう位置づけがなされておりまして、今日まで会費としていただいておりますが、その他の寄附等は一切ございません。ですから、ことしからその政治家本人が代表者になるということになっております。したがって、その範囲で私お答えしているわけですが、そういうことはございませんでした。以前は、政治家と別の団体でございましたので、そういうことはないというふうに思っておりますけれども、それは私が直接それをあれしてるわけではございませんので、そういうことがないというふうに確信をいたしているところでございます。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま島原先生の方から、不動・森本企業体の談合等の調査につきまして、どういう形で行ったのかということでございましたのでお答えいたしますが、不動建設の方は、大阪本店の第二土木部長、それから泉南営業所長の2名をこちらへ呼んでおります。それから、森本組につきましては、南大阪営業所長をお呼びしまして、私の方からその辺の事実関係について調査をさしていただいたということでございます。

議長（重里 勉君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 指名されました不動、森本以外の業者につきましては、私、直接本店の方へ電話をかけまして、建築の営業部の担当責任者に直接お聞きしまして、すべて談合がなかったという結果をいただいております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） 不動と森本の関係ですが、不動建設の場合は、入札の相当前から——あくまでもうわきですけれども、恐らく不動が取らうといううわしが流れましたね。今の助役さんは御存じかどうかわかりませんが、たまたま結果として不動建設に落ちてるわけですが、ただ、その場合、今泉佐野の営業所長、それから副店長と言ったのか副部長と言ったのか、私ちょっと耳が遠いからわかりませんが、そこらあたり

に確認したとって御答弁いただいたわけではありますが、その話の内容が、ただ単にあなた方は、御社は大手ゼネコンの間で談合した気配はないかどうかというお尋ねをしたのか、数カ月前からそういううわさがあったけれども、そういうことは真実でないということの確認まで含めてなされたのかどうか、お伺いをしたいと思います。

議長（重里 勉君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの点につきましては、そういううわさも話に出ておるということを出しまして、それが真実であるのかどうかということも含めまして調査をいたしまして、その結果、そういうことはないという回答を得たということでございます。

議長（重里 勉君） 島原君。

24番（島原正嗣君） これで回数も5回目になりますから、いろいろ配慮していただけてますからやめますけれども、意見にかえておきます。

皆さん何回も申し上げておりますように、こうした公共工事、しかも40何億という工事は、業者であればだれでも仕事をしたいという希望なり夢は持っていると思うんです。ただ、問題はいろいろ質問ございましたように、基本は、泉南市の市民にとってどうなのかと。泉南市内にある業者の関係はどうなのかということも含めて、公正な判断をして行政を行ってほしいなというふうに思います。

もう1つは、市長の政治姿勢の問題についてでありますけれども、何か政治や行政の中で問題になってきますと、1つの汚職事件、利害関係が出てきて市政の混乱を招く、府政、国政の混乱を招くというのが過去の経緯であります。こういう歴史的な関係からして、特にこのような公共事業については、市長の毅然とした態度——もちろん後援会というのは、皆さん御案内のように向井市長の適切というかの的確な政治活動を行うために、後援会の皆さん方から資金をちょうだいをしているわけでありますから、この資金をちょうだいしている中身が公正な姿勢であってほしい。また、これからも長い間行政を担当されると思いますけれども、妙なことで問題にならないように重々気をつけて、市民の負託にこたえるような行政をお願いしたい。

終わります。

議長（重里 勉君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、今回この総合福祉センターの発注については、分離発注ということなんですけれども、今まで市長もよく御存じのように、各市内の業者、あるいはまた他の業者からも、分離発注してくれないかということが今まで何回か市の方に要望があったと思うんですけれども、その当時からスタッフがそろっておらない、技術者がそろっておらないと、こういうことで今まで延び延びになってきたと。ここで初めて分離発注、これにかなり3月から手間取ったんだろうという想像はするんですけれども、一応スタッフはそろったのかどうか。ただ便宜上、今回やったのか、それともきっちりした1つのシステムとして、電気技術者であるとか、あるいは機械の技術者であるとか、うちの方に要望があったのは塗料も入っておるんですけれども、そういう意味でのうちの庁内の体制が整ったのかどうか。その点、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどもお答えしましたように、分離発注については過去2回、請願採択もされているというふうに存じております。我々の方もそういう形でできるだけ分離できるものはしていきたいという考えを持っておりましたけれども、1つは先生おっしゃったようなこともございましたし、それをやろうと思えば、前年ぐらいから設計のまとめ方として、分離を前提とした数量的なまとめ方とかやっておかなければ、従来型の一括でまとめておれば、またそれを分離するのは大変なものですから、時間が若干かかっておるわけなんです、昨年私、市政を預らせていただいて、今後はできるだけそういう分離発注をやっていきたいという趣旨でスタートしたわけでございます。

ただ、体制につきましては、まだ十分とは言えない分がございまして。これは特に検査関係も含めて、トータルとしてそういう技術者がおらないわけではないわけなんです、直接これを担当するところにおるかと言われますと、そうではないということもございまして、それらは今後検査体制等については、応援をいただくとか、そういう中で適切な執行をしていきたいというふうに考えておりますので、体制についても当然課題というふうにとらまえておりますので、今後ともこれを1つの皮切りに、分離できるものはできるだけ分離をして、それぞれの、特に先ほどから御指摘ご

ございます市内のそういう専門的な業者さんの参画機会というものを与えていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） 市長が答えてくれたんですけれども、いわゆるスタッフがまだ完全にそろっておらないと、こういうことなんですけれども、これだけ大きな工事をやるので、技術者その他のスタッフが急にそろとういうわけではないということは、我々も承知しておりますけれども、せっかく分離発注をこの機会にやるということになりますと、できるだけ早く体制、いわゆる機構を整えていただいて、今後の建設の問題についても、今後はできるだけ1回やったことについては今後もやっていくように、今市長が言われたとおりに、本議会でも採択したという経過がございますので、それに向けて今後も努力をしていっていただきたい。

これは市内業者その他の方々も皆それぞれ希望しておることですので、できるだけスタッフをそろえていただいてちゃんと機構を整えていただいて、初めからどのようにやっていくかということを決めていっていただきたいと思います。これは要望にかえておきます。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） 1点だけお伺いをいたします。

前回のこの議案の提案の際にいろいろ質疑があったわけですが、その点で1点だけ私、ちょっと腑に落ちない点がありますのでお伺いをしたいと思うんですが、市長がちょっと名前は——ある議員の質問にお答えになって、今回の総合福祉センターの今日に至るまでの経過を見てまいりますと、いろいろ言われても、現実には前市長の後援会、今回の市長の資金管理団体、この加盟している業者の方々が落札をされている。こういうあり方はどうか。やはり将来は、今回の政治資金規制法の見直し等も、いわゆる団体、企業からの献金をできるだけなくしていくという方向で改正された。それが改正の骨子であります。柱であります。

そういう点で、市長も個人加盟の後援会に漸次切りかえていきたいんだ、こういうふうに御答弁されました。ちょっとその辺について、具体的にどのような展望をお持ちなのか、方法論を模索されているのか。そういう点、今腹づもりがあればお聞かせをいただきたいなと、こういうふうに思うんです。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 法人を否定するものではないんですけれども、特に本市と何というんですか、一般的に言うこういう建設業者というんですかね、ゼネラルコントラクター的などところについては、できるだけ御遠慮いただくという形で整理をしていきたいというのは、前回の9月のときに御答弁申し上げまして、大分整理はしていったるつもりなんですけれども、その年度との関係もございまして、ことし中にそれらについては一定の整理をしていきたいということを御答弁申し上げておりますので、私もその辺を十分頭に置いてこれからの対応をしていきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） ちょっと具体の腹づもり、方法論、そういうものをお尋ねしたんですが、今決意のほどがお示しになりましたけれども、ちょっとよくわからないんですが、例えば今回、やはり一般的に残念ながら後援会の皆さんが、経過からは落札されているわけですね。やっぱり後援会に入っといた方が——業者からすればですよ。やっぱりうま味があるんじゃないかなというふうな評価が当然出てきて、私は不思議ではないというふうに思うんですよ。

そういう点では、やはりこの点で市長がせっかく決意されているわけですから、これは私、了としたいと思うんです。その具体の方向づけについて、例えば日限をいつまでに展望してやるとか、次回の選挙までにはこれは何とか——例えばあれでしょう、市長、個人の場合には会費とかあるいは党費については、これはいわゆる寄附には当たらないけれども、法人もしくは団体の場合は、政治資金規制法、この法ではこれは寄附にかかわると、こういうふうに規定があるわけですね、5条でもね。

そういう点でいえば、市長、これはずうっと先になって、いわゆる期限の問題がありましたけれども、前後90日ですか、今度は在職中ですから、その間にはいわゆる会費は寄附にかわるわけですから、その業者と契約を結ぶということになりますと、まさに公職選挙法にも違反するということにもなってくるわけですから、そういう危険性も裏腹の関係であるわけですから、そういう点では次回の選挙までには、いち早くそういう体制をつくり上げていきたいんだと。もう現に今、60社が40社ぐらいになって

いるんですか、漸次減ってきてるわけですね。減ってきてるわけでしょう、ゼネコンは。減ってきてるわけでしょう。だから、やっぱり具体的にその気になってやれば、そういうことでもうちょっと一步踏み込んで、決意だけではなくこういうふうを考えているんだというような腹づもりがあればお示しをいただきたいなど、こういうふう思うんです。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは、この前の山内議員さんの御質問にお答えしたと思います。ことし中に整理をしたいと、このように申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

議長（重里 勉君） 和気君。

22番（和気 豊君） わかりました。そこの部分はちょっと聞き漏らしておりまして、大切なことを聞き漏らしておりまして、失礼申し上げました。方法論は定かではないですが、ことし中ということですから、要らん腹を探られないように、そしてまた、危険と裏腹の公職選挙法にもかかわる問題も含んでおりますので、ひとつその答弁を速やかに実行していただくように期待をして、質問を終わります。

議長（重里 勉君） 以上で本3件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第1、第2、第3について反対の立場から討論をさせていただきますと思います。

この事業は、大変市民の注目する事業でございまして、当然これまでの議会の議論からいえば、競争入札にするべき契約であると私は考えます。また、地元業者の育成という面からも、質疑の中でも明らかになったように、真剣に取り組まれておらないように思いますので、そのような2点の理由から反対をいたします。

議長（重里 勉君） 成田君。

21番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表して、議案1、2、3の賛成討論を行いたいと思います。

総合福祉センターについては、過去8年間、我が党は泉南市の高齢者社会に備えてゴールドプランの前進、そして障害者、母子福祉家庭など福祉をより一層前進させるために、この総合福祉センターの建設を目指して頑

張ってまいりました。この総合福祉センターの建設は、泉南市の福祉行政を一層前進させるものと私どもは確信するものであります。

しかし、入札問題におきまして我が党は、この入札制度の改善については、今日、大手土木建設企業と政治家や高級官僚などの構造的癒着にメスを入れ、政治献金や天下りを禁止し、税金のむだ遣いの温床となっている大型公共事業を明朗化、効率化すること。2つ目は、談合入札と密接に結びついている指名競争入札を制度の欠陥を洗い直し、公正で市民に開かれたガラス張りの入札制度を確立すること。第3に、大手業者や発注者に対して弱い立場に置かれている中小建設業者の権利と営業を守り、官公需の中小企業者の比率の大幅拡大を図ることが必要であります。

そういう点におかれまして、今回の入札問題について検討しますと、市長の後援会の手ゼネコン会社が落札するというこういう問題。2つ目は、当初約束した一般制限競争入札についても、これが約束は果たされていないなど、多くの問題が指摘されております。今後、入札制度におきましては、この点について清潔、公正、そして市民が納得のいく入札制度を、一般制限競争入札などを確立すること。そして、入札に対しても、市民から不信を持たれるようなこういうことをしないなど、改善する必要があります。

よって、私どもはこの立場から、総合福祉センター請負契約及び1、2、3号議案について賛成するものであります。以上。

議長（重里 勉君） 以上で本3件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号から議案第3号までの3件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、議案第 3 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第 3 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 6、議案第 4 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第 7、議案第 5 号 泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についての以上 2 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案 2 件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま一括上程されました議案第 4 号並びに議案第 5 号につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案書の 37 ページをお開き願います。議案第 4 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、特別職の職員の給与については、一般職の職員の給与及び府内各市の実態や動向を勘案し、泉南市特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得ましたので、ここに改定いたしたく提案するものでございます。

内容につきましては、39 ページをお開き願います。特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものでございまして、市長につきましては、これまで月額 88 万円でありましたものを 91 万円に、助役につきましては 75 万円であったものを 78 万円に、収入役につきましては、68 万円であったものを 71 万円に改正し、おのおの平成 7 年 9 月 1 日から適用しようとするものでございます。

次に、41 ページをお開き願います。議案第 5 号、泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、議案第 4 号と同様でございます。

内容につきましては、43 ページをお開き願います。教育長の給料及び旅費条例の一部のうち、給料月額 68 万円を 71 万円に改め、これも平成

7年9月1日から適用しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———堀口君。

11番（堀口武視君） 今回の特別職の値上げについて、提案されてきた経過については、私は議会の議長の方から市長に申し入れをした、議会を代表して市長が言っていた議長には大変申しわけないんですけども、そのことには感謝してるんですけども、こういう質問をするのは大変申しわけなく思っております。

ただ、市長ね、今の時期、私は今、日本国内の景気の動向というのは、大変な時期になってると。経済成長率が3年間ゼロ成長が続き、本年もまた現況このまま推移すればゼロ成長となるというように予測されております。まさに4年連続のゼロ成長ということは、今までにない日本経済の非常事態を迎えていると。また、急激な円高で国際競争力の低下がされ、産業の空洞化が今問題化されている時期でもあります。

私もある小さな企業の社長をしてるんですけども、その大手の取引会社の中でも、昨年のボーナスカット、あるいはことしの夏のボーナスカット、定昇中止と。あるいは、もう40歳後半になってくると肩たたきの段階に入ってくる。こういうのは大手の企業ですら大変厳しい状況の中なんです。完全失業率がことしの8月の総務庁の発表によりますと3.2%、失業者が216万人と、かつてない失業率に達しているわけでございます。総務庁が統計を発表して以来、最悪の状況だということでございます。

このような状況の中で、市長がこの特別職の報酬の値上げについて、時期として適当だという判断をなされたのか。たとえ議長の方から申し入れがあったとしても、そのことを報酬審議会の方に諮問されるという時点から、市長はどのような判断をされていたのか。その報酬審議会の中の意見として、そういう意見はなかったのかどうか、その辺をお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま堀口議員の方から、非常に厳しい経済情勢にあるというお話がございました。まさにそのとおりだというふうに考えて

おります。

ただ、本市におきましては、これまで2年に1度、報酬審議会に現在の特別職等の報酬について、適切かどうかという諮問をやってきております。ことしは実は2年と3カ月になるわけなんでございますが、そういう中で一方では本市の一般職の職員の給料等が過去2年間の中で6%程度の引き上げがなされているというようなことも踏まえまして、それらとの関係、そしてまた、過去2年ごとに一応のそういう報酬審議会でのチェックなり、あるいは答申をいただいていたということも踏まえまして、今回はそういう経済情勢の中で3カ月ほどおくれたといいますか、おくらしたという経過があるわけでございますが、そういう中で私の方で諮問をさせていただいたということでございます。

したがいまして、今回その中で答申をいただいたわけでございますけれども、その答申も踏まえて今後私どもいろんな行政委員さんを含めて、その役割というのは非常に厳しく、また大変なものでございますので、それらに十分対応できるようにしていくことが大切ではないかというふうに考えているところでございます。どうぞよろしく御理解を賜りたいと思えます。

また、審議会の内容については、出席をしておりました者から御答弁を申し上げます。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 審議会の内容につきましてお答えいたします。

御指摘の点につきましては、3回にわたりまして御審議いただいたわけですが、今の社会経済情勢の中で市民感情等、いろいろ御指摘ございました。一部議員からそういう厳しい御指摘がございましたけども、最終的には先ほど市長が御説明しましたように、前回5万円ですけども、今回は3万円にとどめるということで一定の答申内容が出されたというのが実情でございます。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） 市長、本市の産業状況ですけども、御存じのように繊維産業は衰退の一途をたどって、本市、私の知ってる限りでも、ことしになってからかなり倒産した企業——繊維産業だけじゃないですけども、

不渡りを出した企業というのを聞いております。本市の繊維産業、地場産業、先ほどもちょっとここでも話をしてみましたけども、その対応策すら今市は見出せない状況の中ですね。また、ことしは新規の就職希望者は就職氷河期と言われて、本当に1割以上の学生が就職できないんじゃないかなど、このようなことまで言われている状況なんですね。

私も先ほども言いましたけども、ほんとに小さな零細企業、20人ばかりの従業員を抱えておりますけれども、私は自分の経営力のなさを大変無念に思っているんですけども、私どもの従業員と我々を比較したときに、本当に厳しい労働条件の中で安い給料で働いていただいていると。そういう方々からの税金で我々は給料、報酬をいただいているわけですね。

そういうことをかんがみたときに、あるいはまた、ことしの3月に市長、この議事録を見てるんですけども、市長及び助役、収入役、教育長に支給する給与のうちの諸手当の支給区分の一部の改正をいたしたくということで、その中で吉川助役がいろいろ——この言葉には紛糾があったんですけども、「本改正の背景では、市長初め特別職が率先して人件費等の抑制をするという見地から、1点考えたところでございます」と、こういう説明があるんですけども、このことも踏んまえて、僕は市長、あなたの支持者は、市長の判断に大きな落胆を感じていると、このように思いますよ。僕は時期として、こういう判断をすべきではなかったと。私の支持者にもこの話をして、いろいろ助言をいただきましたけれども、20人ほどの支持者に聞いて、今あなた方の給料を上げることには賛成だという人は、一人もおられなかったです。

そういうことを僕はもっと市民の生活をちゃんと把握して、あるいは市民の目のレベルでそのことを判断をしていくということは、僕は大変大事じゃないかなと思います。ただ議会から言われたから上げるんだと、これでは僕は市長としての判断能力に欠けると思いますし、もっとそれ以上に議会とはいい関係をつくっていかなきゃいけない、人間関係を構築していかなきゃいけない、あるいは信頼関係を構築していかなきゃいけない、僕はずっと言ってるんですけども、そういうことにもっと努力をしていただきたいなど、こういうふうと思うんですけども、その辺もう一度市長、お答えを願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） いろいろ御指摘をいただきまして、泉南市の地場産業であります繊維産業等を中心に非常に厳しい状況にあるというのは、認識をいたしております。その中で我々特別職等どうあるべきかということだというふうに思いますけれども、それは御指摘のように、社会状況が非常に厳しいとは存じますけれども、一方では先ほど申し上げましたように、定期的な我々のそういう報酬のチェックあるいはバランスということも一定考えていく必要があるというふうに認識をいたしております。今回いろいろ御指摘ありました前段の問題提起等ありましたけれども、最終的には私の判断でその報酬審議会に諮問をさしていただいたところでございます。したがって、その答申を尊重させていただくということで御提案をさしていただいたところでございます。

なお、後段の部分ですね。特に私たちと行政と議会という関係のあり方については、今御指摘いただきましたような点については、私もまだ十分至らない点があったかというふうに思いますので、今後はいろんな意味において十分連携をさらに密にして、意思の疎通を図りながら、望むところは泉南市の発展並びに市民生活の向上ということでございますので、その点に十分留意しながら行政を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

議長（重里 勉君） 堀口君。

11番（堀口武視君） もうこれで最後にしておきますけれども、特にうちの幹事長の方から、余りきついことを言うたら、第3創成会を出ていけと言われてますんで、もうこの辺でとめておきますけれども、市長、僕は三役の給料だけでも、あるいは先ほども言いましたように、就職難で困っている方、ことしは泉南市が何人採用するんか知りませんが、原課の方では人が足らんという声があちこちで聞かれるわけですね。三役の給料をカットするだけでも、僕は1人の新規採用できるぐらいの額になるんじゃないかなと、このように思いますね。だから、その辺は僕は何回も言いますが、もっと市民の立場に立った、僕は庶民派の市長だという、市長自身もそう自負されてるんですから、やはりそういうことでは市民からひんしゅくを買うような——僕はタイミング的な問題だと思うんですけども、私だって貧乏議員をしてますので、たとえ5,000円の金でも1万円の金でも欲しいですけども、時期というのがあるって、今の時期に僕はこ

ういうことをされる市長の感覚には、ちょっとほんとに無念な思いをしております。

そういうことで、今後は十分そういうことには御配慮をいただきながら市政に努めていただきたいと、このように要望して終わります。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 少し質問をさしていただきたいんですが、今堀口議員の方から、泉南市だけやなしに日本全体、今非常に厳しい経済情勢にあるということについて出されました。私もそういう点では最近の円高不況、大変なものがあるというふうに思っています。失業率の問題についても、一般的な失業率のことを今言われましたが、若い人たちをとってみての失業率は、その約倍になっている、6%を超えると。大変な事情にあるということについても、もう既に総務庁等の発表でも明らかなんですが、そういう中でちょっとお伺いしておきたいんですが、泉南市の6年度に採用をやって、7年度の4月1日から就職されたその結果について、何人採用されて、それへの総応募数はどのくらいであったのか、そのことをちょっとお尋ねしたいんです。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 本年4月1日採用の職員数ですけども、6年度採用と申しますけども、応募者数が全体で403名でございます。最終的に合格いたしましたのが32名という結果になっております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それと本年度の具体的に——今テストも終わって実際上の採用の発表の時期に来てると思うんですが、本年度の採用の人数です、これについてちょっと予定を教えてください。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 今年度の採用の件ですけども、先般一次試験、筆記試験を終えまして、近々二次試験の面接、作文の予定をしております。採用予定ということでございますけども、現在のところ12名予定してございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 12名ですけども、それで上級職、初級、それからそのほかどういう内容で何名ずつぐらい採用を予定しているのか、その辺

をちょっと教えてください。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 第二次試験が近々控えていますので、あくまでも予定でございますので、よろしくお願いします。

まず、上級でございますけども1名、初級でございますけども1名、技術職員としまして理学療法士が1名、作業療法士が1名、そして保母さんが2名、清掃職員が1名、運転手が1名、用務員さんが4名、以上12名でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 大変厳しいんですね。上級職ですね、わずか1名しか採らないのを——これは当局のやり方、募集の内容の仕方にもあるんですが、いわゆる若干名の採用ということが一般的に言われますから、何人あるんか、泉南市で今回、何人實際上採用するのかわからないで、しかし泉南市に就職できたらうれしいと思って来た方が全部で78名応募されてるんですね、受験者はね。87名の方のうち、78名が実際受験されてると。ところが、1名しか實際上採用がない。初級事務で72人の方が受けられて、これもやっぱり1名だと。ほか全部細々言いませんが、これほど大変な、今若い人たちの就職というのは、泉南市のこの1名のところにこれだけの方がたくさん来られているという実態を見ても、この問題が明らかだと思ふんですよ。

そういう点で、前年度もそうですが、今年度もこういう厳しい状況があるという点について、私は強く当局も考えて、この問題がこういう状況にあるということを考えた上で、今やろうとしていることについて答えを出さないかと思うんです。

それともう1つ、私は市長が当初の市政運営方針の中で、ことしは大変財政状況が厳しいと。先ほど何か報酬のカットの云々の問題で堀口議員からも出されましたけども、だからそれほど厳しいんだということも含めて、市長は市政運営方針の中でいろいろと言ってるんですね。そして、予算の編成方針の中では、一律10%カットだとかいろいろ言って、敬老会に出すおまんじゅう、あれまでカットして、あれはこのごろだんだん小さくなって、この間見たらこんなんでしたよ。まんじゅうというのは規格品じゃないから、値段安ければ何ぼでも小さくしていくんです。やっぱり紅白は出

ますけどね、しかも味はわかりませんよ。味のことを言うと、まんじゅう屋さんはいろいろと意見があると思いますし、最近は甘さ控え目というようなことがありますからね、しかし、だんだんそういうふうにもものすごく切り詰めてきてるんですよ。

それで、それほどまでにして厳しい財政だ、厳しい財政だと言ってやってきたその経過から見ても、今この歳費の値上げということは、報酬の引き上げ、給与の引き上げということは、果たして妥当かどうかということが言えると思うんです。

市長ね、そこでもう1つ、府下の他市町の動向を踏まえてということなんですが、私いただいた資料を見て、泉南市はたしか大阪府下の中で人口比でいくと30番目にあると思うんですが、現行では市長は今30番目にある衛星都市の中で、市長の給与というのは、一体何番目ぐらいになりますか。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 府下32市のうち、下から6番目となっております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 私、そんなふうに質問しましたか。何番目にあるかと聞いたんです、32市のうち。ちゃんと言いなさい。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 32市のうち上から27番目となっております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 今回引き上げた場合に実質上何番目になりますか。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 32市のうち18番目でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） この4月から府下で市長等の特別職の給与を引き上げた行政区は、どことどこですか。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 府下32市中、ことし改定されま

したのは大東市と泉佐野の2市でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、府下で他市の動向を見てという提案理由について、市長、担当職員に答えささんと、あなた自身のみずからちゃんと答えたらどうですか。提案理由の中に、府下の実態と動向を見てということですが、大東市と泉佐野市というふうに言われましたけども、大東市は12万5,800余りの人口を持つ市でありますから、泉南市より倍近くの市であります。泉佐野市は、我々と同じ地域にあります。9万を超える人口の町でありますから、もともと我々より大きい町の方での引き上げであって、そういう点から考えると、府下全体の実態と動向に基づいて引き上げるという理由は一体どこにあるのか。その点、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の順位等は時期によって動くというふうに思うんですが、御指摘のことしは既に決定しておりますのが2市でございます。それから、平成6年度が11市、それから平成5年度が9市という結果でございまして、それらの動向を勘案した中で、あるいは一般職の給与改定等の上昇率等勘案した中で今回諮問をさしていただいたと、こういうことでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 市長、私はことしはどうかと聞いたら、あなたは平成6年と5年ですか、過去にさかのぼって答えたんですよ。過去にさかのぼって答えるのは自由ですけど、しかし私はことしの実態から、府下の実態や動向を見てと提案されてるんですよ。府下の実態でいえば、私はさきに質問してるでしょう。泉南市は人口では30番目だけど、市長の給与は一体何番目かと聞いてるんですよ。そして、今度の引き上げをすれば、何番目になるかと聞いてるんですよ。過去2年間、よそではあったけど、うちで値上げしてのうても、うちは値上げしてなくともうちは高いんです、既に現時点でも。現時点でもよそより高いんですよ。

例えば、少し人口が多い高石市は87万ですから、あなたが88万、現行でね。例えば羽曳野、85万だからうちところは88万、柏原、人口多いですよ、この泉南市よりも。しかし、86万ですから。人口の少ないのは

阪南市と四條畷ですか、そのぐらいなんです。

だから、そういう実態から見て、もう既に他市の動向や実態から見れば、引き上げるんじゃなしにこのまま置いとこかというのが普通の理屈なんですよ。よそが値上げしたことがあるという、その値上げの結果じゃなしに、値上げをしたという動きがあったということだけで、うちところは値上げする理由にはなりませんよ。そうでしょう。そんな答弁はないですよ。適当な答弁はやめてください。

〔林 治君「私をだまそうというような答弁はやめとけよ」と呼ぶ〕

議長（重里 勉君） 質疑途中ではございますが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

向井市長。

市長（向井通彦君） この特別職の給与というのは、先ほど言いましたように2年に1回ずつ諮問をさしていただいたという経過がございまして、ですからことしは2市だというのは、先ほど我々の方で御説明したとおりでございまして、先ほどは平成6年は11市あったということを申し上げたわけでございます。

それから、従来から私たちそういう報酬審議会に諮問する場合に、値上げとかそういうことは申し上げておりませんで、現在の各市の状況とかいろんなデータをお示しした中で自由濶達に審議をいただいて、そして答申をいただくという形にさしていただいております、その答申を今回いただいたということでございまして、その答申を尊重するという形で提案をさしていただいております。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） だからね、市長、報酬審議会で濶達に論議しようが何しようが、だから上げるというような理由はないですよ。提案理由、何と述べてるんですか。府下の動向というんでしょう。府下の実態と言ってるんでしょう。違うんですか。この提案理由を撤回しなさいよ、そしたら。府下の動向は、阪神大震災もあって大変厳しいと。ことしはこういうことは遠慮しとこうと。そういうことからきてるんですよ。そういうときに平気な顔して2年間で、しかも泉南の市長の給与は高いんですよ。全体、総じて高いんですよ。2年に1回、とにかく2年来たから上げるというよう

な、そんな理屈はないですよ。そら、自分のを上げたら気持ちがいいでしょう、提案して。そうはいかんですよ。やっぱり特に大阪全体のもう向かいで大変な震災があったとか、そういうようなことも含めて見て、泉南市はどうしようかということも考えなあかんし、市民生活を見てどうしようかというふうに考えなあかんです。

実際、私は例えば地方債の借りかえの問題のときにも言いましたけども、今金利は大変な状況ですよ。0.3%じゃないですか。もう今、年金生活者、お年寄りは大変なんですよ。若い人たちは就職もできない。そういういろんなことがあって、やっぱり他市ではことしは遠慮をしてるんです。ところが、何の遠慮もなく、当初には敬老会のまんじゅうでもちぎって引き下げようというところまでやりながら、しかも助役の云々とか言うてやりながら、今になって値上げをする。2年に一度だからやる。そんな理屈成り立ちますか。もう少しまじめに、私は市政をやる立場に立たないかんと思いますよ。ことしはそういう厳しい情勢の中で、私はやっぱり耐えてるたくさんの皆さんがおられるわけやから、我々もこれに耐えるということでこそ市政を預かる者の対応だというふうに思います。どうでしょうか、市長。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘の点もあろうかというふうに思います。私どももこの近隣あるいは府下の動向というのは、先ほど申しあげましたようなことも踏まえて諮問をさせていただいたということでございまして、その中で答申をいただいて、それによって私の方で提案をさせていただいているわけでございます。

したがいまして、先ほど堀口議員のお話もございましたけども、私どもはそれらを十分踏まえて、今後とも泉南市の発展あるいは市民生活の向上に全力で取り組んでいかなければならないというふうに肝に銘じてるところでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 私、今ので質問をやめようと思ったんですが、市長ね、今後今後で今値上げのこのところを論議してるときに、今後そのことを踏まえてと言ったら、さっきから私は府下の実態や動向に沿って値上げすると言ってるこの理由が成り立たんということも言うてるんですよ。

今後と言われたら、全然話がかみ合わないやないですか。そういう答弁の仕方はやめなさいよ。一体府下の実態や動向に合うてるんかということについて質問してるんだから、提案理由を下げたらどうですか、これ。あなた、賢い人でしょうな。そのことを自慢してるかしてないかそれは別として、みんなもそう思って、賢い市長やと思ってるんですけども、適当にごまかすのに賢かったらあかんで。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私は決して賢いとは思っておりませんが、その動向というのは、確かにことしだけを見るという場合もあろうかというふうに思います。前回の改正以降の各市の動向というのも当然あるというふうに思いますから、私が先ほど申し上げましたのは、本市の場合は2年ということでございますけども、そういう中で府下の動向を勘案した中で今回上程をさせていただいたということでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 市長、私はことしだけを見てないという市長の言い方については、もう先に言うてますよ。2年間たっても泉南市の市長、あなたの給与は、泉南市長としての給与は高いですよと言うてるんですよ。何もことしだけのことを言うてるのと違うんです。それほど高かったんですよ。今も高いんですよ。だから、引き上げる必要はないと言うてるんです。どうですか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 報酬のことでございますから、いろんな御意見はあろうかというふうに存じております。

議長（重里 勉君） 以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第4号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また議案第5号の教育長の給与及び旅費条例の一部の改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今もいろんな議論があったように、社会状況からいって、今特別職にある方の給与を上げるという状況にはまらずないと思うわけであります。阪神

地域の議会等でも給与の引き上げについては抑制する状況があるわけでありまして、我々はそのような市民の理解の上にあるわけでありますので、大変心苦しい理由ではありますけれども、このような引き上げ案には反対であります。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） それでは、提案されております議案第4号並びに5号を一括して反対の立場から討論いたします。

市長は、今回市長を初め特別職の給与等の引き上げに当たって、府内各市の実態と動向を勘案したことを提案の理由にしていますが、大阪府下の32の衛星都市のうち、人口別順位でいけば30番目に泉南市はあります。ところが、現行の市長給与は、人口の多い高石市や羽曳野よりも高額であります。さらに、今回の引き上げが実施されるなら、府下でも市長給与だけは18番目になり、我が泉南市より人口の多い他市よりも高額になります。もし府下の各市の実態から見ると、その引き上げの理由は見当たらないものと言わざるを得ません。

市長は、ことし当初、予算の編成に当たって、本市の財政基調は非常に厳しい状況にあり、極度に逼迫しており、7年度予算編成がかつて経験をしたことのない厳しいこととなったことを市民の皆様や議会議員各位に本市の厳しい財政状況を御理解してほしいと、去る3月の予算議会で切々と訴えていたではありませんか。厳しい経済情勢は、市財政にだけあるものではありません。アメリカや財界の言いなりになっている村山内閣のもとで異常な円高、不況にさらされ、さらには超低金利政策というように、市民生活は一層厳しい状況に置かれています。また、ことしは阪神大震災もあり、こうした問題について、今回のような条例の引き上げについては、特に留意をすべきではないでしょうか。

特に、特徴的なことは、若い人たちの就職問題であります。これは深刻です。市長は市財政の難局を乗り切るためにといいことで、ことし事務経費の大幅削減、職員数の増加抑制などで、健全な財政の確立を目指すと当初の市政運営方針の中でも述べてまいりましたが、もしこのような市長を初め特別職の給与等引き上げの余裕があるならば、市民のために役立つ必要な人材を1人でも2人でも多く確保、将来有望な若い職員の採用をなせようとしませんか。私は、このような市政運営では、若い市民にとって

も夢もロマンも希望もないものになってしまうものではないかと思うわけであります。厳しい暮らしを強いられている市民の納めたまさに血税を少しでも有効に活用する、市民の暮らしをよくしていくことにこそ熱意を持って市政の運営に努めるべきではないかと思えます。

以上の理由を述べて、日本共産党の反対の討論といたします。

議長（重里 勉君） これより議案第4号から議案第5号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後4時58分 休憩

午後5時32分 再開

議長（重里 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第6号 報酬及び費用弁償条例及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第6号、報酬及び費用弁償条例及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、議案第4号と同様、泉南市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬額及び各行政委員会委員等の報酬額を改定いたしたく、提案するものでございます。

主な報酬の改定の内容でございますが、47ページをお開き願います。議会議長につきましては現在月額54万円を57万円に、議会副議長につきましては月額49万円を52万円に、議会議員につきましては月額47万円を50万円に、選挙管理委員会委員長につきましては月額2万5,000円であったものを月額2万6,000円に、選挙管理委員会委員につきましては月額2万円であったものを月額2万1,000円に、議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例による実費弁償の額は月額7,000円であったものを7,500円に、その他48ページから49ページにかけて記載しているとおりでございます。

なお、これらにつきましては、平成7年9月1日から適用しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） これは議員関係の費用弁償、報酬ですね。それから、ほかの行政委員を一緒に出してくるというのは、かなり性格が違うと思うので、これはやはり見直すべきじゃないかなと私は思うんですが、その点の御見解をいただきたい。

それから、今行政の会計については大変社会的な関心も高まってあって、監査委員の役割が大変重要だと思うんですが、この辺からいっても、この金額では監査するなというような、そういう額ではないかなと僕は思うんですね。この辺もやはり見直す必要があるんじゃないかな。

それから、もう1つは、一番最後の市長が定める額とあるいわゆるお医者さんの問題は、実態はどうなっておるのか、この辺の御説明をいただきたい。

以上です。

議長（重里 勉君） 楠本人事課長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 1点目の議員関係と行政委員さん

と同じ条例の中で位置づけしてるということに対して、性格が違うので、切り離したらどうかという点でございますけども、従来の条例を見ていただきましたら、一本化して条例化してるということでございまして、今回これに従いまして上程さしていただいております。この点につきましては、他市の状況等を一度研究したいというふうに考えております。

2点目の監査委員さんの報酬が安いということでございますけども、今回識見を有する者から選任の監査委員さんにつきましては、月額7万円から7万3,000円と4.28%のアップとなっております。また、議会議員から選任の監査委員さんにつきましては、2万円から3,000円アップの2万3,000円ということで、率にしますと15%のアップとなっております。

今回、引き上げ率としましては、全体的に4から7%というのが今回の改正率の状況でございますけども、2年前の改正の時点でも、この点につきましては御指摘あったというふうに記憶しておりますので、この点につきましては、確かに御指摘のとおり他市と比較しますと若干安いというように我々も考えております。

そういう面では、議会議員からの選任は15%アップになっておりますけども、今後他市の平均値に近づくよう、一気にではなくて徐々に考慮しながら審議会への反映をお願いしていきたいというふうに考えております。

3点目の市長が定める額の点につきましては、ちょっと調べたいと思います。

議長（重里 勉君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 市医及び校医、内科、歯科等でございますが、これにつきましては、報酬基準というのが各小学校、中学校の単位になってございまして、これは各校区ごと対象の小学校の児童数とかそういうふうな基準でもちまして算定してございまして、算出基準がございまして、児童数と出動回数とか、それと基準の単価のもとで算出してございまして、これは各薬剤師とか校医とかという個人に対する単価でなしに、診断児童数、そういうふうなものを単価にして出してることでございます。報酬基準の算出と申しますと、内科とか歯科では、例で申しますと、18万プラス小・中学校におきましては1万掛ける出動回数プラス1,000円掛ける児童生徒数、そういうふうな一連の報酬基準がございまして、それ

でもって支払いしてると、そういうふうな内容でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後のところは1つ例を出して、どこの場合でこうなるというのを我々が判断できるような数字でお答えください。先ほどの生活保護嘱託医ですか、それから薬剤師についても、1つ例を出して、わかれば私の質問が終わるまで結構ですから御答弁ください。

それから、私が提案した議員とほかの行政委員とはかなり性格が違うので、これは1本に出してまいりますと、なかなか議論がしにくい。今までこう出してきたからという理由ですが、これはやはり市長あたりが政治的な判断でわかりやすい議案ということも、また議会改革の1つじゃないかなと思うので、やはり市長、教育長は分けて出していらっしゃるわけですから、この辺はやっぱり出していただけるような方向で、先ほども担当者は他市を見たいとは言うから、一定の矛盾を認めて検討の約束をしたとは理解するんですが、他市というだけではなしに、恐らく他市もこういう出し方をしとるんじゃないかなと想像するので、市長、ひとつ性格が違いますんで、今後こういうことにメスを入れるつもりがあるのかどうか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、監査委員も先ほど私冒頭にちょっと理由を述べましたんですが、それに対しての答弁は大変事務的な、今までの積み上げの答弁しかないわけで、これもやはり見直さないと、一方そういう厳しい目にこたえるところはここですから、これがやっぱりこういう状態では、二度は言いませんが、余り答えられないんじゃないかなということで、ここも含めて市長、ひとつ答弁しといてください。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回は、この条例の一部を改正する条例ということで御提案を申し上げているわけですが、今、小山議員おっしゃっているのは、全部改正的なお話かというふうに思います。

これについては、泉南市は各議員の報酬とそれから行政委員さん等の条例を1つにした条例になっているわけですが、御指摘の点については、先ほど次長がお答え申し上げましたように、各市の状況等も参考にしながら、また泉南市としてそういうふうに分けた方がいいのかどうかということも含めて検討したいというふうに思います。

それから、監査委員の報酬の件でございますが、これは前回のときも非常に安価であるというような御指摘がありまして、そして前回からたしかかなり改正をさしていただいたというふうに私思っております。前回も相当数大幅なアップをさしていただいたというふうに思っております。今回は、識見を有する方についてはそう大きくないわけでございますが、議会選出の監査委員さんにつきましては、額にすればわずかということになるんですけれども、率にしますと15%ということで、非常に大きなアップ率になっているということでございますので、御指摘の監査委員の業務の重要性からかんがみまして、今後ともそれらに適した報酬ということをやはり考えていく必要があるというふうに考えておりますので、段階的に改正なりという方向で検討をさしていただきたいというふうに考えております。

議長（重里 勉君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 説明不足で申しわけございません。もう一度申しますと、報酬基準というのがございまして、内科、歯科に関しましては、小・中学校におきましてそれぞれ18万プラス1万円掛ける出勤回数、それに先ほど1,000円とか申しましたが、100円掛ける児童・生徒数と、そういうふうな報酬基準がございまして、それを例えば新家小学校にあてはめますと、児童数が350名でして、定期の定健出勤回数が2回、及びプール、マラソン等の出勤回数が4回ということでございまして、これを先ほどの基準にあてはめますと、内科医につきましては33万1,000円、歯科医につきましては23万5,000円、それと薬剤師につきましては、1校園につき年額7万円ということになってございまして7万円、それと生活保護嘱託医でございますが、これに関しましては、1カ月単価が5万2,320円という単価になってございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 小山君。

8番（小山広明君） 一緒に出ておりますから、私は行政委員の方は額からいっても当然上げるべきものだと思います。監査委員の場合には、これをベースに何ぼ見直しても、一緒に出てくるとやっぱり議員との関係でいろいろ難しいんだらうかと、こう思いますわ。一緒に出すと、副議長の関係とかいろいろなのがありますから、この辺はやはり時代の要請に合わせて、

ひとつ職種に合わせた見直しを私はする必要があるという意見だけ申し上げておきます。

それから、議員については、自分たちのことですから議論は大変しくいんですけれども、特別職のときの議論にもあったように、今の状況は大変社会が厳しいわけでありまして、そういう点では私はこのようなものには、値上げすることには賛同できないわけなんですけれども、簡単で結構でございますから、市長の給与というのか報酬を今審議したところの後なんで恐縮なんですけど、議員の報酬の引き上げについては、どういう基本的なスタンスで出されたのかだけ聞いて質問を終わっておきます。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 泉南市の議員さんにつきましては、大阪府下をずっと各市見さしていただいても、非常に——非常にといいますか、ほとんど最下位に近い位置にあるというふうに考えておきまして、そういう面からして、やはり一定の改正というものが必要だというふうに考えているところでございます。もとより泉南市の我々行政に対するチェック機能の権能を有しておられるわけでございますので、それらも含めて十分御活躍をいただきたいというふうな希望を持っております。そういうことで、今回額にして3万円という形の改正を提案させていただいたところでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 少し質問をしたいと思うんですが、今、既に質問がありました。私もこの議案で、今市長が小山議員への答弁の中でも、前回例えば監査委員については特別な配慮をしたと。だから、これについて条例集の中で一覧表になってるからというような理屈で今回も出したというようなことは、それ自身は余り理由にならないんですよね。議員は市長、あなたと同じように直接選挙で選ばれて出てきてるわけですから、そういうものと特別行政職の皆さん方と同じように並べて報酬額の引き上げを図ってくる、一緒にして提案をするということ自身、やっぱり市長自身がそういうことの中に行政職の方で抱えてるまさに府下各市との実態、動向との兼ね合いから見れば、私はこれが適正に値するものに、見合ったもののでき得ないというふうに思うんですよ。

私は、率直にこういう点は、また表の中に、条例の中に書き込むときには印刷して書くのは自由ですけども、提案されるときには幾らでもそれは

できるわけですし、これまで議員だけ歳費値上げを出してきたこともあるわけですから、できると私は思うんですが、できない理由があるなら教えてください。

議長（重里 勉君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 条例は一本でございますので、特に理由はございません。今後の検討課題といたします。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 条例は一本ですので今後検討という話ですが、だから一緒に出さなければならない理由はないということですね。それは確認してよろしいね。そうでしょう。

議長（重里 勉君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 一方は上げないとか、そういうふうな形であれば別なんですけども、今回審議していただいたのは全体的に上げるという形でございますので、一体としてとらえていただきたいと思います。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 今回、全体として上げるということですから、そういうことを出してきたというんですが、でも議案として分けたっていいんじゃないですかと言うてるんですよ。ちょっと質問の趣旨を考えて答弁をいただきたいと思います。

条例が——助役、文句があるんやったら出てきてちゃんと答弁しなさい、あんた。条例で一括の表であろうと、私はこれについて選挙で選ばれた者とそうでない人たちとを当然分けるべきだと言ってるんですよ。私は今そのことだけ聞いてるんですよ。それはできないのかと言ってるんですよ。そのことができない理由があるのかと言ってるんですよ、別々に提案することが。そんなん簡単なことやないか。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 林議員に私の方からお答えいたしたいと思います。

先ほど公室長の方から、諮問につきましては、一応全体という形で議員も含めて各行政委員も諮問をしております。林議員がおっしゃることは、条例が一本で、それは提案としては分けることができるんじゃないかというような御質問やと思うんですけども、この条例は一応議員も含めて、行政委員も含めての一本の条例ですので、それは分けることが不可能じゃな

いかと、私がかように思っております。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 今回、条例として1つだからできないと言いますけども、分けて提案しようと思えばできるでしょと言ってるんですよ。それじゃ、わからなかったら、例えば特別行政職の分だけを上げようとして一定の値上げの案を提案するということはできるでしょうと言ってるんです。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林 郁夫君） 再度お答えいたしたいと思います。

林議員のおっしゃるとおり、一方だけを上げると。仮に今回は議員だけを上げる、また行政委員だけを上げるということであれば、そのように提案はできます。しかし、先ほど申したとおり、諮問委員会、審議会には議員も行政委員も含めて提案を諮問したということですので、議員も行政委員も両方含めて答申をいただいたということで、今回のなには、条例を別々に分けて提案することはできない、かように思います。

以上でございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 私は、条例を一本にしてるのは、あなた方の都合でやってるわけですから、本来は分けたものにしてもいいと。さらに、必要なときには特別行政職だけの特別のものをしてでも解決すべきであるし、またできるんじゃないかと。これまでもやってきた経過があるんじゃないかと、こういうことです。

私は確かに特別行政職の分野について、例えば監査委員等を含めて泉南市がこれまでずっと低かったと。これについて、やっぱり府下の実態等に合わせて、動向に合わせて適切な額にしていく必要があると思うんです。例えば監査委員の場合も、いわゆる事務監査だけではなく、公有財産等については、現地監査というようなことも具体的にやっていくようなことを義務づけられているというんですか、当然のこととしてやらざるを得なくなってきましたから、そういう点では非常にこの額ではやっぱり低いんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点も含めて、個々にはあれですが、全体として特別行政職のことについては、もっともっと配慮が必要ではないかというふうに思います。

その点が1点と、それから市長は先ほど議員歳費の報酬のことについては、府下でも最下位クラスにあると。これは確かに実態としてはそういうふうにあると思います。私もそう思います。ただ、市長とそして議員の歳費の実態から見れば、今のこの時点ではもう一層開きを持ってはるわけですが、しかし府下の自治体の、やっぱりここは一定人口比ということが実際上の問題として、大阪市や堺市と泉南市とは一緒にいかないという点もありますから、そういう点から見ると、やっぱりこれは何かといたら人口ですから、やはり自治体の場合には一定人口によって政令都市だとか、また市だとか町だとか、村だとかというふうに変わってるわけですから、そういったことが報酬に反映されるということは当然のことなんです、残念ながら。

ですから、そういう実態から見れば、ちょうど今大阪府下の中で泉南市が均衡を保っていると、歳費についてはね。ただ、引き上げ前も、今回引き上げたので一層ですが、市長と議員の関係でいえば、よその市町村と比べて泉南市の実態は、余りにもかけ離れているということもここで言えるんですよ。しかし、だからといって私は引き上げることがいいかどうかということは、今の府下の実態から見ればちょうど今のペースになってるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう点市長はどう考えているのか。

議長（重里 勉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在、議員さんについては47万ということでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、府下では下から3番目ぐらいの数字になってるかというふうに思います。今回、3万円ということのアップの中で50万円という形に改正を上程さしていただいているわけですが、それと先ほどの議決いただきました市長との格差がさらに開くのではないかとございまして、確かに額そのものは数字としては違うわけですが、アップ率からしますと、今回いろんな議員さんと首長と比較した場合、首長の方が非常に低い、議員さんの方がアップ率としては高いという形での答申をいただいたところでございます。

私は、一応今回50万円ということにつきましては、これによって上位とまではいきませんが、大阪府下の各市の状況からしまして、現在より改善されて、それまでもまだ下位ではございますけれども、ある一定の

改善になるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、監査委員につきましては、前回大幅に改正をさせていただいたのは御承知のとおりかというふうに思いますが、今回もそれらに若干配慮した形にはなっているかというふうに思います。ただ、それが十分かという議論はあるというのは、先ほど御答弁申し上げましたとおりでございます。これについては段階的にさらに改善していく必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（重里 勉君） 林君。

23番（林 治君） 市長ね、アップ率、アップ率で、アップ率の問題じゃないんですよ。実態の問題なんですよ。それから、監査委員だって、先ほど議会監査15%だ何だとパーセンテージのことがいろいろ出ましたけど、そういうアップ率ということだけで物事を見てたら、これは1つも実態は変わらないんですよ、實際上。だから、そういう議論は私は実態にそぐわない論議だ、御答弁だということだけ言って、私の質問を終わります。

議長（重里 勉君） 嶋本君。

17番（嶋本五男君） 報酬審議会の皆さん方が御答申いただいたことにはちやもんをつけるわけではございませんけども、先ほど皆さん、監査委員の報酬が少ないと。これは私も感じておるところなんですけども、今回議会の選出の議員さんが3,000円上がったと。ただ、これは議会の中のことで非常に申しわけないんですけれども、副議長が3万ですけれども、仮に今度は我々が50万になったとしたら、そしたら監査委員さんが52万3,000円、副議長が52万円、監査の大事なことというのは、私もよくわかっておりますので、他市では監査委員の方が上になっておるのか、副議長と同額なのか、その点もしわかっておれば、ちょっと御報告願いたいと思います。

議長（重里 勉君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） それでは、私の方から御答弁を申し上げたいと思います。

御質問の趣旨は、恐らく議会選出の監査委員と議会の副議長の報酬額の件だと思うんですけども、これはいろいろありまして、監査を無視して監査委員さんの方が高い市もあります。しかし、当市もそうですけども、副議長と議員さんの監査を重視というんですか、そういう市も何市かござい

ます。ちなみに、阪南ブロックにおきましては、特に和泉市と高石市、これにつきましては、当市と同じような形で恐らく副議長と議員さんの監査を重視してるんじゃないかと、かように思っているところで、これは大阪府下全体をとらえれば皆各市の状況でいろいろ違うということでございます。

以上でございます。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 議案第6号に反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも明らかにしましたように、行政委員などの報酬の引き上げは、私はある意味で当然ではないかと思えます。しかし、市会議員にありましては、先ほど特別職のときにも申し上げたように、社会の状況からいって今上げるべき状況ではないというような理由から反対をさせていただきます。よろしく願います。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。——林君。

23番（林 治君） 議案第6号について、反対の立場から討論いたします。

理由は、先ほどの特別職の給与の改定を行ったことと同様であります、ただ、この議案は、選挙で選ばれた議会議員と特別行政職を一緒にしております。特別行政職の問題につきましては、先ほど質疑の際に申しましたように、監査委員等を含めて低額でありますから、これらの引き上げについては私どもも賛成をしておりますし、従来からその引き上げを要求してきたところでありますが、このように1つの議案として提案された以上、残念ながら府下の実態、動向を勘案した中では反対せざるを得ませんので、よろしく願いいたします。

議長（重里 勉君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第7号 泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（重里 勉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、議案第4号と同様、泉南市特別職報酬等審議会の答申に基づき、団長等の報酬額を改定いたしたく、提案するものでございます。

報酬の改定の内容でございますが、55ページをお開き願います。団長につきましては、現在年額9万9,000円を10万3,000円に、副団長につきましては、年額8万8,000円を9万2,000円に、分団長につきましては7万7,000円を8万円に改定するものでございます。なお、これらにつきましては、平成7年9月1日から適用しようとするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（重里 勉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議員提出議案第17号 府立佐野高等学校等定時制

6校の募集停止方針案の撤回を大阪府に求める要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。

23番（林 治君） 議員提出議案第17号、府立佐野高等学校等定時制6校の募集停止方針案の撤回を大阪府に求める要望決議について、以下案文を朗読して説明にかえたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

府立佐野高等学校等定時制6校の募集停止方針案の
撤回を大阪府に求める要望決議（案）

去る7月12日、大阪府教育委員会は、佐野高校を含む6校の募集停止の方針を発表した。

それによると現在36校ある定時制高校のうち、6校の普通科の募集を来年度から停止し、近くの工業学校などに併置するというものである。

ところが今回の募集停止の対象校は全て30名～60名を越える入学志願者がある学校であり、「2年連続して入学志願者が10名以下」の基準からみても、その廃止の理由は成り立たないものである。

また、全国の定時制八百数十校の中で約70%が一学年一クラスの小さな学校であることから、100名～150名の在校生をかかえる、市岡、今宮、高津、勝山、守口、佐野の6校はそれぞれの地域で必要とされていた「学校」として、府民に支えられ、長い伝統をもっている。

全日制に比べれば、小規模校ではあるが様々な問題や困難な条件の中で学ぶ人々にとって、定時制高校が、どれほど大きな役割を果たしているかはかりしれないものがある。

よって、定時制を必要とする人、学ぼうとする人たちに道を閉ざすこととなる今回の6校の募集停止方針案は直ちに撤回されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成7年10月20日

泉南市議会

どうかよろしくお願いいたします。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（重里 勉君） 異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立少数であります。よって議員提出議案第17号は、否決されました。

次に、日程第11、議員提出議案第18号 保健所の廃止に反対し機能の強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

20番（松本雪美君） 議員提出議案第18号、保健所の廃止に反対し機能の強化を求める意見書については、案文を朗読して提案といたします。

保健所の廃止に反対し機能の強化を求める意見書（案）

1994年6月にこれまでの「保健所法」が全面改定され、「地域保健法」が制定された。

この法律は、現在ある保健所を約半分に減らすというものであるが、国会答弁や付帯決議のなかで「数は都道府県が決める」「地域事情を考慮する」ことを明らかにしている。

こうした中、大阪府衛生対策審議会は本年7月、現行の府保健所（22保健所7支所）を15～16か所に削減することを答申した。今大阪府は、「日本一不健康都市」といわれている。保健所が減らされれば、府民の健康はますます悪化することは明らかである。

また、市移管となる母子保健事業についても保健所の廃止、財政保障、マンパワーの確保など市政にとっても重大である。

よって、市民の健康を守るため、大阪府に対して下記のことを強く要望する。

記

1. 大阪府尾崎保健所を引き続き維持し、機能について強化を図ること。
2. 母子保健事業の市移管については地域事情を十分に考慮し、府と市が十分な協議を行い事業の円滑な移管及び市民サービスの低下にならないよう支援を行うこと。
3. 地域保健事業の推進のため、専門職など人材の確保と財政の保障について十分配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月20日

泉南市議会

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（重里 勉君） 異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議員提出議案第18号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議員提出議案第19号 食品衛生法の抜本改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

22番（和気 豊君） 議員提出議案第19号、食品衛生法の抜本改正を求める意見書について、案文を朗読し、提案にかえさしていただきます。少し早口になりますが、お許しをいただきます。

食品衛生法の抜本改正を求める意見書（案）

第 1 3 1 通常国会で 2 3 年ぶりに食品衛生法が「改定」された。

しかし、その内容は、消費者団体や法曹会などから強く求められてきた消費者の立場にたった食生活の安全や衛生面の強化とは逆行したものになっている。そして、当泉南市議会をはじめ全国の市町村議会、市町村長及び農業団体の強いコメ輸入自由化反対を押しきって締結した W T O 協定にもとづく国際協定（衛生植物検疫措置協定）の一環としての食品衛生法の改定であった。

その中味は、先ず第 1 に、残留農薬基準や抗生物質の残留基準などを一気に国際基準に合わせようとしていることである。国際基準では、農薬残留値がきわめて高くなるポストハーベスト（収穫後）農薬の使用を前提にして、また日本では残留を認めていない 6 種類の抗生物質の食品残留を認めている。

第 2 に、輸入食品の検査体制（行政検査）について、水際の輸入食品検査から撤退させ、輸入後の任意の検査に限定し、それも輸入業者による自主検査を命ずることで処理する仕組みを導入している。

第 3 に、1 0 5 1 品目もある天然添加物のうち 4 0 0 品目について、安全性を確かめることもせず認めたことである。中には発癌性が認められるようなものもある。

以上、特徴的な問題点を指摘するとともに、食品が人の生命を維持し、健康の増進に不可欠なものであり、食品の安全確保は、何にも増して最優先されるべき国民的な要請であることを強調するものである。

よって、政府におかれては、食品衛生法を消費者本位に抜本的に改正されるよう、強く要望するとともに、その根源である W T O 協定の第 1 0 条により改正を要望する。

以上、地方自治法第 9 9 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

平成 7 年 1 0 月 2 0 日

泉南市議会

以上であります。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第 1 9 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第19号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議員提出議案第20号 オウム真理教の解散を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

21番（成田政彦君） 議員提出議案第20号、オウム真理教の解散を求める決議について、案文を読んで提案にかえたいと思います。

オウム真理教の解散を求める決議（案）

オウム真理教は、サリンや銃器、薬物などの製造に加え、坂本弁護士一家などでの殺人容疑をはじめ、一般市民に対しても組織的なテロ行為で、多くの尊い人命を奪ったことが明らかになっている。

また、建築基準法違反など20件を超える法令違反も追求されている。これら一連の反社会的行為は、国民の生活不安を益々増大させるばかりである。

よって、本市議会は、政府並びに関係機関に対し、宗教法人法の規定に基づき、宗教法人オウム真理教に対しすみやかに解散命令を行い、一般信者の社会復帰へのアフターケアなど万全の措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成7年10月20日

泉南市議会

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第20号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第14、議員提出議案第21号 平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

8番（小山広明君） 議員提出議案第21号、お配りしております意見書を朗読いたしまして、提案にかえさせていただきます。

平成8年度治水事業予算の重点確保に関する意見書（案）

泉南市は、大阪府南部に位置し、北西に大阪湾が広がり、関西新空港を正面に臨み、また、南東は和泉山脈を境に和歌山県と隣接している。

さて、治水事業及び急傾斜地崩壊対策事業は、国土を保全し、水害や土砂災害から国民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するための、生活基盤整備の中でも、最も優先すべき根幹的事業である。特に、本市では、二級河川金熊寺川をはじめ、市内の未改修河川において、なお水害が発生している状況にある。さらに、河川等の水辺については、都市に残された、水と緑の貴重なオープンスペースであり、うるおいとやすらぎに満ちた空間として、市民の大きな期待が寄せられている。

よって、政府におかれては、平成8年度予算の編成にあたり、金熊寺川改修事業の事業促進を始め、次の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

1. 第8次治水事業五箇年計画を着実に推進すること。
2. 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進すること。
3. 平成8年度治水事業予算の大幅な確保と地方への重点配分を行うこと。
4. 平成8年度河川改修事業予算の大幅な確保を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月20日

泉南市議会

以上、よろしく願います。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第21号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第15、議員提出議案第22号 フランスにおける原子力発電所使用済み燃料の再処理委託に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

8番（小山広明君） 議員提出議案第22号、お手元に配付してあります案文を朗読して提案にかえさしていただきます。

フランスにおける原子力発電所使用済み燃料の
再処理委託に関する意見書（案）

フランス・中国の核実験は多くの反対の願いを無視して行われた。

日本は、原子力発電所から出る使用済み核燃料の再処理をフランスに委託している。

しかし、フランスでは、原発の使用済み核燃料の再処理が軍民共用で行われていることから、日本の原発の使用済み燃料に含まれるプルトニウムが、再処理の過程でフランスの核弾頭に混入されているという重大な疑惑が、パリの「WISEレポート」で明らかになっている。（1995年8月9日付毎日新聞の報道にて）

このレポートによると『日本のプルトニウムを処理している再処理施設「UP2」は、軍民共用であり、配管の中に残存しており、また、高速増殖炉「フェニックス」の炉心燃料として使われ、特に核兵器用プルトニウムの生産に寄与した可能性がある』と報じられている。

このような再処理の費用がわれわれが支払っている電気料金でまかなわれている以上、国民一人一人がフランスの軍事核を支えているといっても過言ではない。

よって、本市議会においては、フランスにおける日本の原子力発電所で生産される使用済み燃料の委託を一刻も早く中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月20日

泉南市議会

以上、賛同をよろしく申し上げます。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———和気君。

22番（和気 豊君） 議員提出議案第22号、フランスにおける原子力発電所使用済み燃料の再処理委託に関する意見書について、反対の立場から討論してまいります。

中国に続くフランスの核実験の強行は、核兵器問題を世界政治の熱い焦点に押し出しています。フランスの核実験再開に対して、既に国連加盟国の8割を上回る150カ国以上が批判の態度表明を行っています。我が党は、フランス政府あてに二度にわたり実験中止を要求し、中・仏による実験強行直後には怒りを込めて糾弾する抗議書簡を送りました。また、タヒチの抗議行動への代表の派遣を初め、集会、署名など反対運動の発展にも力を尽くしてまいりました。

今、中国とフランスに抗議が集中していますが、核戦力の維持強化を至上命題にし、そのためには核実験やむなしという核保有国の態度、そしてその理論上の根拠にもなっている核抑止力論と、その具体化としての各種

条約の誤謬についても、明らかにしていくことが緊急に求められています。同時に、この核抑止力論に立って日本への核持ち込みを容認する姿勢をとっている日本政府の政治姿勢と、アジアを初め世界から疑念を持って批判されている日本政府の突出したプルトニウム使用の政策についても、早急に改めさしていく必要があります。

フランスが世界の反対の世論に抗して核実験を強行し続けていることは、どんなに抗弁しても許されるものではありません。だからといって、我々のフランスの核政策やその一環としてのプルトニウムの取り扱いに対する批判が科学的裏づけと実証を持ったものでなければならないことは、疑問の余地のないところであります。

さて、ただいま提案の意見書についてであります。問題は、「W I S E レポート」が科学的な実証を伴った報告文書であるかどうか、そこに論点が尽きると思慮するものであります。

内容に若干立ち入ることが許されるならば、まずフランスにおける軍民共用の再処理施設 U P 2 の配管の中に日本から再処理を依頼した使用済み核燃料が残存しているとしています。U P 2 が軍事共用施設であり、フランスにおける核兵器用プルトニウムの製造に大きな役割を果たしているが、その同じ施設で日本の使用済み核燃料からのプルトニウムの抽出が行われていること。

第 2 に、コスト面から配管の清掃がその都度やられていず、配管の中に残っている日本の使用済み核燃料がフランスの核兵器に添加されるやもしれないとしています。

しかし、核兵器プルトニウムの製造については、既に科学的に実証されているように、プルトニウムの同位体であるプルトニウム 2 3 9 とプルトニウム 2 4 0 の組成の違いによって核兵器級と原子炉級とに分けられ、核兵器にはプルトニウム生産専用原子炉、フランスの場合には高速増殖炉スーパーフェニックスでつくられるプルトニウム 2 3 9 の、それも炉心部近くの極めて純度の高い核兵器級 9 4 % 以上にブラケットを照射してつくられるという極めて高度で複雑な工程を経なければ生成されないものであることは、自明のことです。

つまるところ、今回の提案の中身には、配管に核燃料が残るという疑問から出発し、現代科学で今や自明の事実となっています。製造過程の証明は、推論に基づいて結論を下すという極めて乱暴な論理の展開をしている点であります。科学的実証が余りにも不十分と言わざるを得ません。

核兵器廃絶、核実験反対の世論は、今や思想、信条の違い、人種、民族の違いを超えて世界に広がっています。その大切な時期、課題だからこそ私たちの取り組みは幅広い世論となるような説得力のあるものでなければなりません。そのためにも、「W I S E レポート」を根拠にした本意見書に慎重を期す立場から、反対の意見を申し述べるものであります。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第 2 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（重里 勉君） 起立多数であります。よって議員提出議案第22号は、原案どおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議員提出議案第23号 沖縄での米軍人による少女暴行傷害事件に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して小山広明君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。小山広明君。

8番（小山広明君） 議員提出議案第23号、お手元に配ってあります意見書案の朗読をもって提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

沖縄での米軍人による少女暴行傷害事件に関する意見書（案）

去る9月4日、沖縄本島北部の町で発生した、米兵3人による少女への暴行事件は、絶対に許すことの出来ない行為である。

しかし、「日米地位協定」があることから、起訴までは犯人の身柄の引き渡しが出来ず支障をきたしている。

沖縄など日米軍基地のあるところでは、国民の基本的諸権利が侵害されており、占領軍の時代から引きずっているこのような不平等を我々はいつまでも放置して置くわけには行かない。

このような不平等なあり方は、日米両国民にとっても好ましいことではない。

沖縄県知事は、これまで12件（戦後米兵による民間人）の殺人事件があり、1972年の復帰後4675件の事件が起きていると言っている。

これらの事件を引き起こしている要因ともなっている不平等な「日米地位協定」の見直しを政府に対して強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年10月20日

泉南市議会

以上であります。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議長（重里 勉君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———松本君。

20番（松本雪美君） 議員提出議案第23号、沖縄での米軍人による少女暴行傷害事件に関する意見書について、賛成の立場で討論いたします。

戦後、日本は安保条約のもとで140カ所ものアメリカの基地として大切な国土を与えてきました。そして、これらの基地周辺では、毎日住民を不安に陥れるような事件が多発しております。先日も沖縄で米兵3人がいたいけない少女に暴行を働くという事件が引き起こされましたけれども、私は女性として、子供を持つ母親として、絶対に許されないこととして大きな怒りを覚えています。

沖縄では、戦後50年間に4,700件もの事件が引き起こされています。全国的に見ましても、この10年間には公務中に1,057件の犯罪事件が発生し、軍事裁判を受けたものはゼロであるという状況をどのように説明するのでしょうか。今回の事件で米軍は、犯人の身柄を引き渡しすることを26日間も拒み続けてきましたし、村山首相は捜査には影響ないと白々しく答えるなど、まさに日米安保条約のもとの不平等な地位協定をそのまま受け入れ、日本の主権の侵害を許し、独立国と言えない態度をとってきたことは、一国のあるじとして許せないことでもあります。

さて、今回の事件が引き起こされてから沖縄県民の怒りはもとより、日本全国民の怒りは日増しに大きくなっています。これを受けて沖縄県議会の総意も受けて、沖縄県知事は米軍基地強制使用の代理署名を拒否することを決めるなど、県民の怒りと抗議を込めた態度を表明しています。そして、さらに許せないのは、国民の暮らしの予算をどんどん削る一方で、安保条約のもとで米軍への思いやり予算がことしも2,714億円を組み、サービスをしていますし、来年にはアメリカの要求にこたえて特別協定を受け入れて60億円も上積みすることを決めようとしていることなども許せないことでもあります。

これらの事実の根っこには、すべて安保条約が大きく横たわっていることは論を待ちません。今こそアメリカとは、今後敵対でもなく、従属でもない、対等、平等、友好の日米関係を一日も早くつくるためにも、安保条約を廃棄して米軍基地を撤去することが何よりも大事なことと言えるのではないのでしょうか。

そして、今回の米軍の少女暴行事件については、政府は責任を持って解決するためにも、当面不平等な地位協定の見直しを進めていくよう強く要

求し、賛成の討論といたします。

以上です。

議長（重里 勉君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（重里 勉君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第23号は、原案どおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名においてそれぞれの各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期臨時議会に付議された事件は、すべて議了いたしました。長時間にわたり慎重なる御審議を賜りましてまことにありがとうございました。

これをもちまして平成7年第2回泉南市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後6時44分閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 重 里 勉

大阪府泉南市議会議員 中 野 吉 次

大阪府泉南市議会議員 南 良 徳